

(第五部) 第百八十一回 參議院財政金融委員會會議錄第一回

國第百八十一回

參議

議院財政金

融委員会会

第一号

二八

十月二十九日尾立源幸君委員長辞任につき、その補欠として川崎稔君を議院において委員長に選任した。

委員長の異動

なお、これからも引き続き当委員会にお世話をなさるのと、どうぞよろしくお願いします。ありますので、どうぞよろしくお願いします。
ありがとうございました。(拍手)

○委員長(川崎稔君) 委員の異動について御報告いたします。

本日までに、水戸将史君、荒木清寛君、藤井基之君、櫻井充君、塚田一郎君、藤田幸久君及び鴻池祥肇君が委員を辞任され、その補欠として田中直紀君、石川博崇君、野上浩太郎君、加賀谷健君、森まさこ君、田城郁君及び中原八一君が選任されました。

○委員長(川崎稔君) 理事の辞任についてお諮りいたします。大久保勉君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任及び委員の異動に伴い現在理事が四名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川崎稔君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。本委員会は、今期国会におきましても、財政及び金融等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川崎稔君) この際、城島財務大臣、中塚内閣府特命担当大臣、武正財務副大臣、大久保財務副大臣、前川内閣府副大臣、柚木財務大臣政務官、網屋財務大臣政務官及び加賀谷内閣府大臣政務官から発言を求められておりますので、順次これを許します。城島財務大臣。

○委員長(川崎稔君) この度、財務大臣を拝命いたしました前川清成でございます。中塚大臣の下で決定いたしました。

○副大臣(前川清成君) 内閣府副大臣を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(川崎稔君) 前川内閣府副大臣、川崎新委員長を始め委員の皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願いしたいと思います。

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認め、さよう命いたしました。城島光力でございます。

○国務大臣(城島光力君) この度、財務大臣を拝命いたしました。財務大臣としての重責を果たすべく、皆様のお力添えを得つつ、国家国民のために

全身全霊をささげてまいる覚悟でございます。

川崎委員長始め委員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(川崎稔君) 中塚内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(中塚一宏君) この度、金融担当大臣を拝命いたしました中塚一宏でございます。

○委員長(川崎稔君) 中塚大臣政務官とともに大臣を補佐しつつ、職務の遂行をしてまいります。

皆様のお力添えを得て、金融行政の運営に全力を傾注をしてまいる所存でございます。

川崎委員長を始め委員各位におかれましては、御理解と御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(川崎稔君) 武正財務副大臣。

○副大臣(武正公一君) この度、財務副大臣を拝命いたしました武正公一でございます。

○委員長(川崎稔君) 財務副大臣としての重責を果たすべく、大臣の御指示を仰ぎつつ、大久保副大臣とともに職務の遂行に全力を傾注してまいる所存でございます。

川崎委員長を始め委員の皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認めます。

○副大臣(大久保勉君) この度、財務副大臣を拝命いたしました大久保勉でございます。

○委員長(川崎稔君) 大久保財務副大臣。

○副大臣(大久保勉君) この度、財務副大臣を拝命いたしました大久保勉でございます。

○委員長(川崎稔君) 財務副大臣として重責を果たすべく、大臣の御指示を仰ぎつつ、武正副大臣とともに、誠心誠意

職務の遂行に当たる所存でございます。

川崎新委員長を始め委員の皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひしたいと思います。

○副大臣(前川清成君) 内閣府副大臣を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認め、さよう命いたしました。川崎委員長を始め理事、委員の先生方の御指導の下、職務を全うしてまいりたいと存じております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(川崎稔君) 前川内閣府副大臣、川崎委員長を始め理事、委員の先生方の御指導の下、職務を全うしてまいりたいと存じております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(川崎稔君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(川崎稔君) 財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行の特例に関する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行理事間一夫君の出席を求め、その意見を聴取ることに御異議ございませんか。

○委員長(川崎稔君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(川崎稔君) 財務官を拝命いたしました網屋信介でございます。

○委員長(川崎稔君) 網屋財務大臣政務官。

○大臣政務官(網屋信介君) この度、財務大臣政務官を拝命いたしました網屋信介でございます。

○委員長(川崎稔君) 財務官を拝命いたしました柚木大臣政務官とともに大臣を補佐しつつ、職務の遂行に全力を傾注してまいる所存でございます。

川崎新委員長を始め委員の皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(川崎稔君) 加賀谷内閣府大臣政務官。

○大臣政務官(加賀谷健君) 内閣府大臣政務官を拝命いたしました加賀谷健でございます。金融を担当させていただきます。

前川副大臣とともに中塚大臣をお支えし、全力で職務を遂行してまいる所存でございます。

川崎委員長を始め理事、委員の皆様の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(川崎稔君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(川崎稔君) 財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行の特例に関する法律案の趣旨説明を聞きたいと思います。

○委員長(川崎稔君) 財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行の特例に関する法律案の趣旨説明を聞きたいと思います。

○委員長(川崎稔君) 平成二十四年度の一般会計歳入予算の約四割を占める財源を確保するための特例公債の発行に係る法律案については、さきの第百八回国会において審議未了のまま廃案となりましたが、現下の厳しい財政状況においては特例公債なくして財政運営を行うことは極めて困難であり、一刻も早くその発行等を認めていただくよう、改めて本法律案を提出することとしたものであります。

○委員長(川崎稔君) 以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成二十四年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定等による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することがであります。

第三に、租税収入等の実績に応じて、特例公債の発行額をできる限り縮減するため、平成二十九年六月三十日まで特例公債の発行を行うことがであります。このこととし、あわせて、同年四月一日以後発行される特例公債に係る收入は、平成二十四年度所属の歳入とすること等としております。

を発行する場合において、政府は、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において当該公債の発行額の抑制に努めるものとする規定を加えることとするほか、本法律案の附則において、政府は、平成二十四年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行い、同年度において当該公債の発行額を抑制するものとする規定を加えるものであります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(川崎稔君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。これにて質疑に入ります。

まさに、これ以上この成立が遅れると、国民生活やあるいは経済、最近かなり経済状況も厳しい状況になつてきていると思いますので、そういう面においても大きな影響を与えるんじやないかというふうに危惧をしております。そういう中で、この委員会が皆さん方の、こういった時間帯にもかかわらず開いていただきましたことを本当に心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○田中直紀君 そして、十六日の参議院の本会議で成立をしようとして、こういう設定がされました。大変与党といたしましても野党の皆さん方にも御協力を乞うございます。ここにございましていろいろ

まで民主党の国対委員長ということで、これはもう最大の懸案の法案でありまして、私なりに努力はいたしましたが、残念ながら廃案となつてしまつたことは本当に申し訳ないし、また先生もおっしゃるようになんきに堪えなかつたところでござります。立場を、財務大臣ということになりまして、また一層この法案の成立に向けて努力をさせていただいたいわけであります。

今お尋ねの件でございますが、今般、民自公三党の中で、先ほどお話がありましたように三党合意ということについて、この法案が三党間では合意をされたわけであります。これにつきましては、やはり、一段と早い段の見通し内には四月を

○田中直紀君 民主党の田中直紀でございます。
質疑のある方は順次御発言願います。

協力をいたたいたとして居説をしていましたが、あります。この委員会 자체は、我々理事も承認されておりませんでしたので、委員長職権で開催をすると、こういうことで開催をさせていただいておるところでありますので、その辺もよく御認識をいただいて、そしてこの法案が成立をいたしましたら、大変多くの予算執行の面で影響が

は、やはり今一 般会計予算の現実的には 四割を特例公債に依存するという、財政状況が極めて悪化しているという状況の中では、いかなる政権であっても特例公債なしでは財政を運営することはできないということが現実でございまして、法案成立が、先ほど申し上げましたように、これ以上遅れてはござ国民生活あることは経済活動に重大な

以上、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

な法案であります二十四年度の予算が支障なく執行されるよう一日も早く成立を望んでおりますし、賛成でございます。本日、各党それぞれ質問されますので、私からも若干の質問をいたしたいと思います。

○國務大臣(城島光力君) 今、御指摘あるいはそういう御意見をしつかりと受け止めて、胸に刻んでやつていただきと、こういうことをお願いをいたしたいと思いますし、一言付け加えてください。

影響が生じかねないということから、私としては繰り返し法案の早期成立をお願い申し上げたところです。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください
ますようお願い申し上げます。

日、野田総理が十六日に解散をすると、こういう発言がございまして、急速、本日行うことになりました。昨日の六時半に各党の理事あるいはオブ

で頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。
田中直記書
また、成島大臣は財務大臣こそ就任
います。

れた中の一つでございますが、予算と特例公債法案を一体で処理するルールづくりという中の一つとしてこの三党間の合意が図らへそんじやないか

ザバーにお出かけいただきまして、この委員会をスタートできるようになつたわけでござります。大変異常な状態の中での開催になつたわけでござりますけれども、財務大臣として事務方から報告を受けておると思いますが、この委員会の開催についての御所見をまず伺いたいと思います。

○國務大臣（城島光力君） 田中先生御指摘のように、突然の衆議院の解散ということの中で、こう

する前は与党民主党の国対委員長ということで特例法案は大変御苦労があつたんだと思っておりま
すし、また我々も頑張つたわけであります
けれども、大変遅れてしまつたということはざん
きに堪えないのでございます。

○田中直紀君 城崎財務大臣の就任によつて、この三党合意、そしてまた前進をしたと、こういうふうに思つておりまして、関係者の皆さん方に心からその御努力に敬意を表するものでござります。一日も早い成立ということを重ねてお願ひ申し上げたいと思つております。

本修正は、平成二十四年度から平成二十七年度までの間の各年度における公債の発行に関する特例措置等を定める修正を行うとともに、当該公債

いう時間帯にこうした委員会を開いていたく、かなり御無理な委員会の設定だつたんじやないかなどと思いますが、今回のこの特例公債というの

て、今回の合意がどういう意義を持つかと、こういうことを御所見をお伺いしたいと思います。

ことは大変な成果だということであると思いますので、非常に良かったことではないかと思いますが、三党のみならず、そのほかの政党にも是非経

験を生かして理解を得るよう御努力をいただきたいと思つております。

他方、本法律案の修正によつて平成二十七年度までの特例公債の発行が認められることから、財政規律が緩んでしまうのではないか、あるいは特例公債の発行に歯止めが利かなくなるのではないかという懸念が示されております。政府として財政健全化に真剣に取り組むという決意を城島財務大臣に述べていただければ有り難いと思います。

○国務大臣(城島光力君) おっしゃるやうに、そういうような懸念があることは十分承知をしております。しかし、この法案の中にも、この修正に新たに盛り込まれている部分が中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、特例公債発行額の抑制に是非とも私ども取り組んでいきたいと思っております。

特に、各年度の予算編成に当たりましては財政規律が緩まないよう、二十七年度までの基礎的財政収支の赤字の対GDP比半減といった現行の財政健全化目標、この達成に向けては真摯に、しかも全力で取り組んでまいります所存でございます。

○田中直紀君 内閣府と総務省からお出かけをいただいておると思いますが、震災復興といわゆる地域主権改革につきまして伺いたいと思います。今、民主党が中心になりまして地域主権改革の一環として国の出先機関の原則廃止に取り組んでおるところですが、今、昨年の三月の十一日に発生した東日本大震災が大変な甚大な被害であったわけですが、しかし国の出先機関が大変な努力をして復旧復興に専念してきているわけですね。そういう現実の中にありますて、そしてまた復旧復興の予算をスムーズに必要なところに付けていくと、こういう大変実務的な役所として頑張っているわけです。

しかし、原則廃止だということを建前に、今、拙速にこの広域連合に任せたらいんじやないかと、そういう面では時代に逆行するような検討が行われおりまして、私は内閣府あるいは総務省

の担当と伺っておりますけれども、これは今の状況の中では進めるべきではない、こういうふうに私は地元の基礎自治体からも聞いておるわけでありますが、その辺、ぐらつかないで、しっかりと基礎自治体の意見を聞いて、そして対処するということを考えたことがあります。

田中先生の御指摘というのは、基礎自治体の首長の皆さんから寄せられている御懸念だと思います。国としては、出先機関改革は、出先機関の事務・権限、人員、財源を丸ごと移管して、特定広域連合等に引き継ぐとの方針の下ですと取り組んでまいりまして、専門的な人材や灾害用の資機材、さらには災害時のノウハウ等についても特定広域連合等に引き継がれることから、現在国が有している出先機関の機能が実質的に維持されるものと考えております。

加えて、移譲された後も特定広域連合等の職員と国との積極的な人事交流を行うことにより、災害時ににおける専門的な能力の向上を図つていくことが重要と考えております。これは、田中先生の御指摘というのは東北整備局が極めて有効に機能したということかと思うんですけども、ここにも申し上げていますとおり、積極的な人事交流を行つてやっぱり一体として対応が取れるようにしていきたいと考えております。

そして、実動部隊を引き継ぐ特定広域連合等と國の出先機関が連携協力して災害時の対応を行うことができるよう、大規模災害時における大臣から御指摘の特定広域連合等への協力指示等の仕組みを設けるとともに、大臣から指示あつた場合に、今回新たに付け加えられている項目がございまして、直ちに当該指示に係る措置をとらなければならぬ旨の対応義務を法案に盛り込むことを検討しております。この直ちに当該指示に係る措置をとらなければならないというのではなく強いて書きぶりを検討しております。

こうした措置を講ずることにより、国の出先機関を特定広域連合等に移管した場合でも住民の安全、安心を確保することが可能と考えております。

以上です。

○田中直紀君 そういう建前なんですけれども、実際に法案化するとなればどういう形になるかと

いうことと、実際に広域連合に任せられるというような事態ではありませんので、本当にまた震災が起きたら逆に大混乱するということになりますから、実態をよく認識をして拙速に進めないというようなことで認識を持つていただきたいと思います。

そしてまた、震災復興につきましては、復興予算が全国の防災対策費に対して使用されておると

いう批判が高まつておるところであります。やはり効率よく必要なところにしっかりと予算を付けていくと、こういうことが大事だというふうに思つておりますので、被災地への予算の集中を喫緊の課題として関係部署は取り組んでいただけます。

ただ他方で、日本は地震大国であります。全国の防災機能を向上させるということも重要な課題でありますから、特に私は日本列島防災立国というような、自民党も、そしてまた公明党さんもその他の政党さんも地震の問題につきましてはこれから重要なあるということで案を出されておりますが、民主党も、このような批判を受けないよう、そしてまた、やはりこれから防災立国として日本が世界に範るものにしていくような、そ

ういう案を作つて、特に環日本海は、日本海沿岸は地震のときには太平洋岸と非常に連携を取つて物流の対応をしたりいたしましたから、そういう案を内閣府あるいは総務省も恵を出して

いたきました。

○田中直紀君 終わります。

○佐藤ゆかり君 自由民主党の佐藤ゆかりでございます。

本日、特例公債法の審議、ようやくさせていた

だく運びとなつたわけであります。野田総理大臣が八月八日に近いうちに解散をすると確約を国民に対ししてされて以来、本当にこの近いうち解散、長い道のりでございました。この近いうち解散と

の認識を伺えればと思います。

○国務大臣(城島光力君) 財務大臣の立場からい

う言葉にこの特例公債法が巻き添えを食つた

と、これは非常に国民にとつて不幸なことであつたと言わざるを得ないと思います。

そこで、城島財務大臣、その当時は、今年の年始から九月いっぱいまでは民主党の国会対策委員長、まさにこの特例公債法が政局化されたその渦中でそれをリードしておられた方でおられますから、財務大臣かつ前国対委員長ということでお伺いをしたいというふうに思うわけであります。

振り返りますと、この特例公債法、糸余曲折いたしまして、三月八日に予算から政府によって切離しが行われた、そして、八月二十四日には衆議院で、私ども自民党は欠席をいたしましたけれども、ほかの野党も反対をする中で強行採決を行つた、そして、二十八日には衆議院の本会議でまた更に強行採決を行つたということでございます。

こういう映像がテレビで流れますと、やはり大臣、これは、国民党が見ております中で、野党が全員反対をしているにもかかわらず、それを制し切つて与党民主党として前に進めているというようないいイメージづくりを狙われたのかなという気がしてならないわけであります、結果としてはこういう稚拙なアピール政治が逆に国民の政治不信を増大させてしまったと、そういうことだと思います。

国会対策委員長として、そのころこの政局化をリードされていたわけであります、一言反省の言葉をいただけませんでしょうか。

○國務大臣(城島光力君) 経過は先生御指摘のとおりでございます。

私は、当初は予算と一緒にこの法案、是非成立をさせたいというふうに思つて、特に衆議院では、予算の成立と同じタイミングで何とかこれも採決できないかなということで審議を随分やつてきました。しかし、残念ながらこの重要な特例公債法案については、御指摘のように、その段階でも野党の皆さんの賛同がなかなか得られないということ採決を衆議院で送つたわけあります。

その間、何とか野党の皆さんの賛成も得られる

ような努力というものを政調会長レベルも含めてやらせていただきましたけれども、結局は、大変残念です、あるいは申し訳ないんですけどね。

も、野党の皆さん理解を得られないという中で会期末が近づいたということで、そういう、部分的には二十四日、衆議院では自民党の皆さん欠席にもかかわらず、要するに強行採決というか、採決をさせていただいたということであります。

この間の努力がまだ不足していたと言われば、結果としてはそのとおりでありますから、反省する点はございます。御指摘のとおりだと思います。

○佐藤ゆかり君 実際のところ、私ども自民党は最初からもうここ数年、民主党政権になつて以来、子ども手当の減額ですか廃止ですか、あるいは高校無償化の見直し、そして高速道路無償化の見直し等をずっと唱え続けて、ばらまき予算は駄目ですよと、将来やはり私たちが責任を持つての政治、予算を作りましょうということをずっと貫して主張をし続けてきたわけであります。

しかし、残念ながらそれに民主党側がなかなか乗つてきていたたくなことができなかつた。それがこの特例公債法の審議の遅れの一一番の要因であつたというふうに思います。

ところで、この予算ですけれども、今回遅まきながら特例公債法を通すわけでございましょうが、平成二十四年度の予算、これはまだまだ私どもの目にはばらまきが含まれているというふうに思つております。年度後半に入つておりますが、減額補正の余地、金額的にどのくらいあるとお考えでしようか。

○國務大臣(城島光力君) その前に、佐藤先生御指摘の部分でありますけれども、私は、昨年は、そういう面でいうと、政調会長であり、そして、手が打った。しかし、予算執行が進んでくれば、今になつては、ずるずるとこの特例公債法の審議に遅れが生じてしまう、こんなばらまきはカットできないから、党内の事情だから使つてしまえ、そんなことでするが、この特例公債法の審議に遅れが生じていたと、そういう疑義を抱かれても仕方がない対応であつたと、大変残念でございます。

そこで、この予算について少し話を移したいわけであります、復興予算の流用問題というものがここ数週間上がつてきているわけであります。でも、この特例公債法案のそれこそ成立に向けて、子ども手当等の協議をさせていただきまして、昨年は何とかそういう面できりぎり合意ができたと思いますが、今回も実は、残されていた高校授業

料の無償化と農家の戸別補償政策については三党間で協議をさせていただきましたけれども、残念ながら、結果的にはそれは合意に至らなかつたといたします。そういう面の努力はさせていただいたわけであります。

それから、今御指摘の点でございますけれども、既存のこの減額補正の金額的余地という御質問かと思いますけれども、既存の予算について、制度を見直したり、年度末までの執行見通しを洗い直した上で歳出の減額を想定をしているものでございまして、今のところ金額的にはどれぐらいかということは定かではありません。いずれにせよ、補正予算編成までのうちにしっかりと検討してまいりたいというふうに思つております。

○佐藤ゆかり君 いざれにしても、聞くところによりますと、もう既に年度後半に入つてゐるわけでありまして、この間、近いうち解散に引つ張られての形でこの特例公債法案がずるずると審議が遅れてきた。そして、その間に着実に民主党政権としてのばらまき予算も執行されてきたわけであります。ですから、早いうちに私どもが減額補正をして、きちんとばらまきをやめましょと、そういうことに政府・与党として、責任政党として特例公債法案を通したいのであれば、野党側の減額要求に乗つてくれれば、その時点ではまだ手が打った。しかし、予算執行が進んでくれば、今までの目にはばらまきが含まれているというふうに思つております。年度後半に入つておりますが、減額補正の余地、金額的にどのくらいあるとお考えでしようか。

そこで、この予算ですけれども、今回遅まきながら特例公債法を通すわけでございましょうが、平成二十四年度の予算、これはまだまだ私どもの目にはばらまきが含まれているというふうに思つております。年度後半に入つておりますが、減額補正の余地、金額的にどのくらいあるとお考えでしようか。

○國務大臣(城島光力君) その前に、佐藤先生御指摘の部分でありますけれども、私は、昨年は、そういう面でいうと、政調会長であり、そして、手が打った。しかし、予算執行が進んでくれば、今になつては、ずるずるとこの特例公債法の審議に遅れが生じてしまえ、こんなばらまきはカットできないから、党内の事情だから使つてしまえ、そんなことでするが、この特例公債法の審議に遅れが生じていたと、そういう疑義を抱かれても仕方がない対応であつたと、大変残念でございます。

そこで、この予算について少し話を移したいわけであります、復興予算の流用問題というものがここ数週間上がつてきているわけであります。でも、この特例公債法案のそれこそ成立に向けて、子ども手当等の協議をさせていただきまして、昨年は何とかそういう面できりぎり合意ができたと思いますが、今回も実は、残されていた高校授業料の無償化と農家の戸別補償政策については三党間で協議をさせていただきましたけれども、残念ながら、結果的にはそれは合意に至らなかつたといたします。そういう面の努力はさせていただいたわけであります。

そもそも二十四年度の復興予算で申しますと、復興特別会計の一部の財源というのは一般会計から繰り入れて財源化しているわけであります。ですから、例えば、子ども手当とか高速道路無料化の見直し、それから政府の資産売却の収入、こういったものが一般会計から繰り入れられる形で復興特会の財源の一部に充たつてあるわけでありますけれども、復興特会の予算の執行の進捗率が悪いからといって慌てて復興目的でない経費にこういった予算をばらまいていく、そしてこの一般会計からの繰入れを財源としている以上は、こういった行きの結果として一般会計の赤字が大きくなっていますけれども、それでも、それでありますと、もう既に年度後半に入つてゐるわけでありまして、この間、近いうち解散に引つ張られての形でこの特例公債法案がずるずると審議が遅れてきた。そして、その間に着実に民主党政権としてのばらまき予算も執行されてきたわけであります。ですから、早いうちに私どもが減額補正をして、きちんとばらまきをやめましょうと、そういうことに政府・与党として、責任政党として特例公債法案を通したいのであれば、野党側の減額要求に乗つてくれれば、その時点ではまだ手が打った。しかし、予算執行が進んでくれば、今までの目にはばらまきが含まれているというふうに思つております。年度後半に入つておりますが、減額補正の余地、金額的にどのくらいあるとお考えでしようか。

そこで、この予算について少し話を移したいわけであります、復興予算の流用問題というものがここ数週間上がつてきているわけであります。でも、この特例公債法案のそれこそ成立に向けて、子ども手当等の協議をさせていただきまして、昨年は何とかそういう面できりぎり合意ができたと思いますが、今回も実は、残されていた高校授業料の無償化と農家の戸別補償政策については三党間で協議をさせていただきましたけれども、残念ながら、結果的にはそれは合意に至らなかつたといたします。そういう面の努力はさせていただいたわけであります。

その他の予算については厳しく絞り込んでいたいというふうに思つております。

○佐藤ゆかり君

是非、今後、復興特会は数年にわたり続く事業でありますから、復興目的でない経費をえて支出に回すということのないよう

に、そして一般会計からの繰入れをもそういう無駄な経費が特会になれば圧縮できるわけありますから、その辺の配慮というものはやつていかなければいけないと。今、民主党政権の側に申し上げても遅いのかもしませんが、そんな反省は指摘をしておきたいと思います。

そして次に、城島財務大臣、続けてなんですが、少し民主党内のことをお伺いしたいと思います。野田総理、そして野田民主党代表の統治能力の問題でございます。

野田総理は、これまでもう既に三回、内閣改造を行つておられます。民主党政権になりましてこの三年余で法務大臣は今八人目、そして

財務大臣、城島大臣で今五人目です。大変残念なことに、私は、この間十月に東京で開催されましたIMF・世銀総会に財金委の筆頭理事として私

も総理主催のレセプションに出席をさせていただいたのですが、これは城島大臣の前で申し上げるのは恐縮なんですが、大臣の責任ではないと思ひますけれども、城島大臣が会場で壇上に登られて御挨拶をされている姿を見た世銀のドイツ高官、私の隣に立つておられました。そして私に話しかけてきて、あの人は誰だと。ですから私は、新任の日本の財務大臣ですとお答えをしたわけです。あれ、また替わったのかというふうにおっしゃいました。そこから先は、当然ながら外交官ですから、顔の表情、だけで言外の意、言葉には表されませんでしたが、やはり非常な不快感をその空気、会話の中に私は感じておりました。やはり外交というのは人間関係の積み重ねが大事でありますから、ころころころ大臣が替わらざるを得ない。その大本に、借換国債を毎年度幾らまで日銀が買入るかという問題があります。表玄関で金

融緩和の姿を見せていても裏口では金融引締めを入れた国債が償還期を迎えると、その年度の償還額まで借換国債を買ってバランスシートは拡大し

ていません。その大本に、借換国債を毎年度幾らまで日銀が買入るよといふ金額提示を財務省が行つておられます。財務省はなぜ毎年

ですから、例えば安住大臣、前大臣ですけれども、消費税増税はやり遂げたかもしませんが、それ以外の円高対策、私ども、この委員会では全くはとしておりません。同時に、景気対策も余り功績は出ていない。そういう中で、まだ道半ばで

今回の中閣改造で安住前大臣は大臣を突如として交代し、そして党の幹事長代行として今や遊説に奔走しているわけですね。そういう姿を海外の要人が見て本当にこれは全く理解ができないんです。これだけ大切な消費税増税や復興案件、財政力の問題でござります。

野田総理は、既に三回、内閣改造を行つておられます。民主党政権になりましてこの三年余で法務大臣は今八人目、そして

財務大臣、城島大臣で今五人目です。大変残念なことに、私は、この間十月に東京で開催されましたIMF・世銀総会に財金委の筆頭理事として私

も総理主催のレセプションに出席をさせていただいたのですが、これは城島大臣の前で申し上げるのは恐縮なんですが、大臣の責任ではないと思ひますけれども、城島大臣が会場で壇上に登られて御挨拶をされている姿を見た世銀のドイツ高官、私の隣に立つておられました。そして私に話しかけてきて、あの人は誰だと。ですから私は、新任の日本の財務大臣ですとお答えをしたわけです。あれ、また替わったのかというふうにおっしゃいました。そこから先は、当然ながら外交官ですから、顔の表情、だけで言外の意、言葉には表されませんでしたが、やはり非常な不快感をその空気、会話の中に私は感じておりました。やはり外交というのは人間関係の積み重ねが大事でありますから、ころころころ大臣が替わらざるを得ない。その大本に、借換国債を毎年度幾らまで日銀が買入るかという問題があります。表玄関で金

融緩和の姿を見せていても裏口では金融引締めを入れた国債が償還期を迎えると、その年度の償還額まで借換国債を買ってバランスシートは拡大し

ていません。その大本に、借換国債を毎年度幾らまで日銀が買入るよといふ金額提示を財務省が行つておられます。財務省はなぜ毎年

度償還予定額の満額まで日銀に借換国債を買うように指示を出していないのでしようか。

○國務大臣(城島光力君)

日銀による、御承知の如くはしておりません。同時に、景気対策も余り功績は出ていない。そういう中で、まだ道半ばで

戦つていかなければいけない問題、その中で介入に対する考え方もそろそろ新しい時代環境にのつた方針転換が必要ではないかと思われます。

野田総理が現に保有している国債の満期到来に伴う借換えであり、通貨膨脹の要因になることではないということから、財政法第五条に規定する特別の事由に当たるとして予算総則に明記し、国会の議決をいたしました上で実施をしているというふうに承知をしております。

この日銀乗換えの額は、日本銀行政策委員会が国債の発行状況や日銀の保有資産の流動性を勘案して決定しており、原則として短期国債は乗換えの対象としていないと。これは日銀が保有する短期国債、今十四・八兆円ということです。

が、そのうち十一・八兆円は昨年度の乗換えによ

る日銀が取得したもので、償還の当てがないままに乗換えを繰り返せば、他の国債の直接引受けと

同様、財政規律が損なわれるとして市場の信認を失うおそれがあること、三兆円は日本銀行が金融

調節手段として市中から購入したもので、必ずしも満期到来まで保有することが前提とされていな

いことから、これらを乗換えの対象として日銀乗換えを増額することは慎重に考えるべきで

はないかというふうに思つております。

そこで、時間も限られておりますので、最後に日銀のいわゆる借換国債の買入れについて大臣にお伺いしたいと思います。

実は、日銀はこの間も追加金融緩和を行いまし

て、資産買入れ基金を九十兆円以上に拡大したわけあります。私が申し上げますいわゆる日銀の

表玄関では、金融緩和、追加緩和と声高に発表す

るのですが、しかし裏口玄関では、そうして買入

けであります。私が申し上げますいわゆる日銀の

これまで対ドル、対ユーロ介入は行つてまいりました。しかしながら、この添付資料を御覧いただきますと、新興国に関する指標という一覧表がござります。黄色いマーカーの日本と韓国を御覧ください。

八つの指標がありまして、これは丸印が付いているものはそれぞれの指標において先進国とみなされています。しかしながら、この添付資料を御覧いただきますと、新興国に関する指標という一覧表がござります。黄色いマーカーの日本と韓国を御覧ください。

八つの指標がありまして、これは丸印が付いて

いるものはそれぞれの指標において先進国とみなされています。しかしながら、この添付資料を御覧いただきますと、新興国に関する指標という一覧表がござります。黄色いマーカーの日本と韓国を御覧ください。

と、そこは問題提起をさせていただきたいと思います。

最後に一点だけお伺いしたいのですが、この円

高問題というものが非常に日本の産業空洞化を加速させてているということで、これは国を挙げて戦つていかなければいけない問題、その中で介入

に対する考え方もそろそろ新しい時代環境にのつた方針転換が必要ではないかと思われます。

新興アジア通貨に対する介入の立場でございま

す。

これまで対ドル、対ユーロ介入は行つてまいりました。しかしながら、この添付資料を御覧いただきますと、新興国に関する指標という一覧表がござります。黄色いマーカーの日本と韓国を御覧ください。

八つの指標がありまして、これは丸印が付いて

いるものはそれぞれの指標において先進国とみなされています。しかしながら、この添付資料を御覧いただきますと、新興国に関する指標という一覧表がござります。黄色いマーカーの日本と韓国を御覧ください。

とが必要であるという共通認識になっています。私もその場に参加して、そういう指摘がされました。

我が国としても、こうしたG20での合意を踏まえ、新興国に対して引き続き様々な機会を適切に活用し、先生御指摘のようなことを含めて促していきたいなというふうに思っております。

○竹谷とし子君 公明党的竹谷とし子です。

特例公債法案について質問をいたします。

我が党は、民主党政権の水膨れ予算に一貫して反対し、それと一体である特例公債法に対しても反対してまいりました。審議の過程で、単に反対するだけではなくて、本年度の予算歳出の減額を政府に対して求めてしまいましたが、民主、自民、公明の三党で協議を重ねてきた結果、特例公債の発行も抑制することを補正予算で行つていくという趣旨が確認され、本法案に賛成し、成立させた前提が整つたと考えております。

本法案の附則に、平成二十四年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行うことが加えられました。まず、この約束をいかに実行するのかということについて財務大臣のお考えを伺います。

○國務大臣(城島光力君) 御指摘のように、三党の確認書において、平成二十四年度の補正予算において政策的経費を含む歳出の見直しを行うといふふにされております。

このことを踏まえ、今後、補正予算の編成までに政府としてはしっかりと検討してまいるという決意でございます。歳出の見直しとは、既存の予算についての、先ほど申し上げましたけれども、制度を見直したり、あるいは年度末までの執行見通しを洗い直した上で歳出を減額することを想定しております。

いずれにしても、しっかりと見直しをしていきたいと思っております。

○竹谷とし子君 今、制度の見直しや執行の抑制やついくというお話をしたけれども、具体的に重点的に何をやつしていくということを今の時点で

見通しを立てていらっしゃいますでしょうか。

○國務大臣(城島光力君) これ先ほどもちょっと触れましたが、現時点では具体的に何かを、経費を想定しているわけではありませんで、今後政府としては、補正予算の編成までの中でも具体的なことを検討していきたいというふうに思つております。

○竹谷とし子君 財務省に対しては、徹底して無駄遣いをなくして、納税者から預かったお金が国債のために本当に必要な事業に振り向かれるよう賢明な財政運営をしていただけるように望んでおります。

ところで、先月の報道をきっかけに復興予算が捕鯨調査や被災地から離れた刑務所での訓練などが復興とは関係の薄い事業に使われていたということが明らかになり、多くの国民から怒りの声が上がりました。公明党は、この問題について直ちに関係省庁に事実関係をただした上で、復興予算の適正化を求める緊急提言を官房長官に申入れしました。

ここで、財務省の復興予算の査定の考え方、また、今回の問題を経て、今後どのように便乗や流用ともいうべき予算を排除していくのか、財務大臣にお考えを伺います。

○副大臣(大久保勉君) 御下問の復興予算の査定には三つの原則がございます。一つは、まず要求されている事業が復興施策に係る事業に当たるかどうか。二点目は、復興事業であると認められた場合、予算措置すべき緊急性や即効性があるか。

最後でございますが、その上で、各事業の経費の積算が適正に行われていて、これが重要ですが、必要最小限の額となっているか。この三つの原則がござります。こういった観点から、財政面の状況を鑑みつつ、当時の環境においては適切に予算計上がされたものと考えております。もちろん、個々の事業について見れば、種々の御指摘、御批判をいたしているところでござります。これは報道であったり、若しくは国会審議

等でございます。このことは十分に承知しております。

こういった指摘を踏まえまして、被災地が真に必要とする予算をしっかりと手当てをしていく、それ以外については厳しく絞り込んでいく、こうしたことを行つてまいりたいと思います。

○竹谷とし子君 先日、岩手県の陸前高田市の戸羽太市長と懇談をさせていただきました。

御承認のとおり、陸前高田では甚大な被害を受けた高台移転の移転先確保も様々な事情で難しく、復興事業もなかなか進まないという状況と伺いました。復興予算、例えばほかの地域で二千五百億円のグループ補助金などがありますけれども、これがなかなか進まない、これは規制などが妨げになつてゐるというところも大きいと聞いております。そのため、被災者が自分の事業の計画を立てられる状況になり、したがつて、このグループ補助金、とても魅力だけれども申請もできない、もつと後になつてから必要になつてくるのではないかといふふに伺いました。

復興予算が被災地だけではなくて防災など全国でも使うニーズがあるということについては市長

も一定の理解を示しておられましたけれども、復興予算には上限がある、限られた予算が使いやすいところで先に使われてしまつて、特に被害が甚だつた陸前高田のような地域がいざ本格的に復興しようというときに予算が残つていないのではないかと危惧されていました。

被災地に十分な復興予算が配分されるようになりますので、少なくとも、先ほどから申し上げておりますように、被災地が本当に必要とするものに付けておきたいと思います。

○國務大臣(城島光力君) そういう御意見もあり

いきたいというふうに思つております。

○竹谷とし子君 今、復興予算、五年で十九兆円というスケールが昨年組まれましたけれども、これまで足りないというときにはどのように手当てをされる心積もりでいらっしゃるのでしょうか。

○國務大臣(城島光力君) そういう御指摘もよくいただきますが、この十九兆円のフレームにつきましては、復興の基本方針の趣旨に従つて恐らくはずれかの段階で見直さざるを得ないというふうには思つております。まずは二十五年度の要求内容についてきつと精査をし、そして見直しをすれどころはした上で、この十九兆円のフレームと一緒にことを行つてまいりたいと思います。

○竹谷とし子君 見直して足りない場合、今、増税も来年から始まることになつています。被災地のためならばとすることで国民の皆様は理解してくださいました。復興事業もなかなか進まないという状況と伺いました。復興予算、例えはほかの地域で二千五百億円のグループ補助金などがありますけれども、これがなかなか進まない、これは規制などが妨げになつてゐるというところも大きいと聞いております。そのため、被災者が自分の事業の計画を立てられる状況になり、したがつて、このグループ補助金、とても魅力だけれども申請もできない、もつと後になつてから必要になつてくるのではないかといふふに伺いました。

○竹谷とし子君 見直して足りない場合、今、増

稅も来年から始まることになつています。被災地のためならばとすることで国民の皆様は理解してくださいました。復興事業もなかなか進まないという状況と伺いました。復興予算、例えはほかの地域で二千五百億円のグループ補助金などがありますけれども、これがなかなか進まない、これは規制などが妨げになつてゐるというところも大きいと聞いております。そのため、被災者が自分の事業の計画を立てられる状況になり、したがつて、このグループ補助金、とても魅力だけれども申請もできない、もつと後になつてから必要になつてくるのではないかといふふに伺いました。

○國務大臣(城島光力君) その財源の確保の在り方も含めて、これは足りない場合は、今申し上げたように、お金がないから手当てできないということは少なくとも避けなきやいけないというふうに思つております。

○竹谷とし子君 質問にはつきりとお答えいただけていないような気持ちがしておりますけれども、ちょっとと次の質問に移させていただきたいと思いますが、関連して、復興予算に計上された国際熱核融合実験炉計画の推進に必要な経費について伺います。

先ほど復興予算の査定の考え方、伺いました。復興に関連したものということが第一番目にあつたというふうに理解をしておりますけれども、政府の資料によると、この予算については青森

県、茨城県を実施地として、震災前の四年前、二〇〇七年から十年の計画で始まっています。総経費は九百二十億円、半額を欧洲が負担するとなつてますので、日本側の負担はその時点です四百六十億円くらいになるのでしょうか。平成二十四年は復興予算として四十二億円計上しています。これは本来なら一般会計に計上すべきだったものを復興予算に便乗して計上したというように見受けられます。

今後もこのプロジェクトは続き、国民負担は増えるものと考えられますけれども、あと幾らこのプロジェクト終了まで掛かるのか、いつまで続くのか、途中でやめる場合に、これは国際的なプロジェクトだと思いますけれども、国民党は幾ら負担をしなければならないのか、財務省に伺います。

○副大臣(大久保勉君) いろいろな御指摘、御質問がございましたので、まず今回の御下問の国際熱核融合実験炉計画に関しましては、青森県と茨城県において、日欧の国際協力により核融合エネルギーの国際的な研究開発拠点を整備するものであり、平成十九年から一般会計で事業化されていところでございます。例えば、本事業においては平成二十三年度までに約二百七十億円を支出しているものと承知しております。

また、平成二十四年度当初予算については、青森県や茨城県の新産業や雇用の創出に寄与する事業であり、被災地域の経済活動の再生に貢献するものとして復興特別会計に四十二億円を計上されているところでございます。

先ほど復興予算の三つの原則がございましたが、こちらに關しましては、被災地域の経済活動の再生に貢献するものという形で予算が計上されているところでございます。

委員の指摘もございますが、将来の見込額や事業を廃止した場合の問題点については、まず事業を所管する文部科学省において十分考えられるべきものでございまして、十分に意見交換をしてまいりたいと思います。

いずれにせよ、今後の取扱いについては国会での、また委員の御指摘を踏まえつつ、文部科学省とも調整の上、適切に対処してまいりたいと思つております。

○竹谷とし子君 これは私は、やはり今の御説明を伺いましたが、復興予算ではなくて一般会計の予算で計上するべきものであつたというふうに感じます。これは震災があつてもなくとも計上され、いた予算ではないでしょうか。

○副大臣(大久保勉君) そのような考え方をございますが、予算に関しましては、青森県や茨城県の新産業や雇用の創出に寄与するといった観点から、今は復興特別会計四十二億円を計上したとして、今後に關しましては文部科学省としつかりと調整をしていくべきだと思います。最終的に文部科学者が判断すべきものと承知しております。

○竹谷とし子君 このプロジェクトの全体、事業計画や総額、あるいはやめることになった場合のリスク、こうしたことについては文部科学省に聞いてくださいという、そういう御答弁だったかと聞いてくださいという、そういう御答弁だったかというふうに思いますけれども、それを予算を査定する財務省が把握していないということだといふうに理解をいたしましたが、査定段階でそうしたことも把握せずに予算を付けていたということに聞こえました。

私は、資源の少ない我が国が豊かに暮らしていくために、この科学技術の分野は大変重要であるということは認識しております。また、科学技術の研究開発というのは全てが成功するわけではなくて、可能性がある多くの分野に挑戦し失敗を重ねる中で、その中から一握りの成功が生まれてくる、そういうものであるとも思います。

しかしながら、だからといって、そのための財務省の予算査定が必ずしもよいわけではないと思います。リスクがあるからこそ、なおさら納税者の信頼を得られるように財務省が説明責任をしっかりと果たしていく必要があります。

○竹谷とし子君 単年度予算主義にこれは反しないという政府の公式見解ということでよろしいで

力な権限を各省に対して持つておられるのですか

○國務大臣(城島光力君) そういうことです。
○竹谷とし子君 分かりました。

それでは、私の質問を終ります。ありがとうございます。

次に、衆議院の修正によつて、与野党の主張が違うために特例公債法が予算の成立の時期と大きくずれることで国民生活に大きな影響が出ることを繰り返さないための措置として、平成二十七年度までのこの特例公債については予算と同じタイミングで成立させるという規定が盛り込まれました。

これについて、財政再建が喫緊の課題であるにもかかわらず、財政規律が緩み、歛止めがなくなっているのではないかという見方もあります。財政規律を緩めて特例公債の発行を野放団に認めるようなことは一切ないように財政運営を行うことを財務省には強く求めておきたいというふうに思いました。

最後に、このルールが憲法八十六条で定める单年度予算主義に反するという意見もあるようですが、これについて財務大臣の御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(城島光力君) 御指摘のように、この三党合意の中のものを取つて財政規律が緩まないようにするのは、もう当然だと思います。厳しく術の研究開発というのは全てが成功するわけではなくて、可能性がある多くの分野に挑戦し失敗を重ねる中で、その中から一握りの成功が生まれてくる、そういうものであるとも思います。

しかししながら、だからといって、そのための財務省の予算査定が必ずしもよいわけではないと思います。リスクがあるからこそ、なおさら納税者の信頼を得られるように財務省が説明責任をしっかりと果たしていく必要があります。

○竹谷とし子君 単年度予算主義にこれは反しないという政府の公式見解ということでよろしいで

しょうか。

○國務大臣(城島光力君) そういうことです。
○竹谷とし子君 分かりました。

それでは、私の質問を終ります。ありがとうございます。

野田だしです。
○広野だし君 国民の生活が第一の参議院の広野田だしです。

まず私は、委員長、非常に敬愛する委員長なのありますけれども、昨日からのこの委員運営について、ちょっと私は誠に強引なやり方ではないのかというふうに思います。

昨日は、衆議院の財務委員会でまだ質疑中のときに、昨日の昨日のこと理事懇親会セッションをするといふ話がありました。そして、その理事懇親会にはなつておられない方々を集められ、また、この運営についてはオブ理事をどうするかとかということも決めていない中で、この委員会を設定をすると。しかも、二時間足らずで採決をすると。

こういうことをなされると、これは、私は議会制民主主義に大変な汚点をつくられるんじゃないのかと。こういう重要な法案について、しかも、後で中身のことをやりますけれども、四年間にわたつて国会がチエックをしない、そういう赤字垂れ流しのようなことがありますよ。そういうことについて、この委員会の持ち方、私は誠にこれは暴挙だと思っております。

これは職権で立てられたということだと思いまが、まず委員長の見解を伺いたいと思います。

○委員長(川崎稔君) ただいまの広野委員の御質問にお答えをしたいと思います。

本日の委員会の開会につきましては、昨日の理事会におきまして、理事並びに理事予定者、オブザーバー各位の皆様の御意見を伺い、理事会派の御同意を得て決定したものと認識しております。

しかししながら、御尊敬申し上げる広野委員御指摘の点につきましては真摯に受け止め、冒頭の御

挨拶でも申し上げましたけれども、本委員会の運営に当たりましては公平かつ円満に行つてまいりたいと存じますので、御理解を賜ればというふうに思つております。

○広野ただし君 特に参議院は問責決議を出して、総理は問責を受けているんです。ですから、所信表明も受けないで緊急質疑でやつてきていたる。言わば参議院は非常な異常状態の中での委員会をまた開いてくる。こういうことでありますから、私は、やはりしっかりと審議をやる。特に二院制の中で、衆議院は解散をされても参議院は残つてゐるんですね。ですから、参議院は、まあ閉会にはなります、だけれども、その閉会中においても審議をするくらいの思い、そういうことをやることが二院制の大きなメリットだと思つます。ですから、そういう時間も取れるわけで、私はそういう面ではこれは非常に汚点を残すやり方ではないのかなと思つております。

ところで、各党発議者にちよつとお伺いをしたいと思います。これも皆さん、多数を占めれば何でもできるんだというような、有無を言わせず押し切つていくと、こういうやり方は私は本当に議会制民主主義を踏みにじるようなもので、しつかりと話を、少数民族等も含めて何で議論をしないのかと。それはまさにこの国会の中でやることなんですよ。だけれども、三党でわつと手握つてやつてしまふ。こういうことについて、まずそれぞれの見解を伺いたいと思います。各党発議者の御見解を伺いたいと思います。

○衆議院議員(道休誠一郎君) 道休でございます。広野先生の御質問にお答えさせていただきま

現在のような状況、すなわち予算が成立しているんですねけれども、それが執行できない、そしてそれが国民生活や自治体の運営に非常に深刻な影響をもつてゐる。こういう状況を踏まえまして、野田総理の提案を受けて、民主党、そして自由民主党、そして公明党の三党で、この状況を一日も早く打開する、この予算の執行の財源の確保

というものを一体的に処理するルールを作るべきであるという認識に基づきまして、昨日、衆議院の財務金融委員会において修正案を提出して、さらに本日の先ほどの本会議で可決されたわけでございます。

非常に日程的なタイトなスケジュールということが対しては、私ども本当に真摯に先生のお言葉を受け止め、おわびを申し上げなきやいけないと思つていますけれども、しかし、それ以上に、今、日本の経済の状況等を鑑みたときに、この状況を一日も早く解消するということがまず第一義でございますので、その点、御理解をいただければと思つております。よろしくお願ひ申し上げます。

○衆議院議員(竹本直一君) 楽旨は全く同じなんですが、しかし、そもそもこういう事態に至つた原因というのは臨時国会を早く開かないからです。もっと早く開いておれば、この審議も先生おつしやるよう十分できただろうと思ひます。が、十月二十九日という相当期間が過ぎてから開かれておりましたので、追い詰められてしまった。ところが、国庫にはだんだんもう金がなくなつてきている。幾ら用意しても十一月いっぱい払える暇がなかつた、それがやつぱり一つの理由だろ

うと思います。

それでいいとは言いません。いいとは言いませんが、したがつて、適切な国会運営が絶対必要であつて、それを怠れば今回のような国民に対しても牺牲を強いることになる。そういう意味では委員の怒りはよく分かるわけでござりますけれども、やつぱり議員たるもの、国会における審議の状況

は、この点、是非広野委員の御理解を賜りたいと、このように思います。

○広野ただし君 私は、こういう三党で、これは参議院の場合はもう三分の二以上になります。やはり、第二次大戦中に大政翼賛会というのができ

て、多数を占めますからもう何でもノーチェックで内閣と軍部のことをどんどん推し進める。ですから、それによって日本は滅亡の道を歩むようになつてゐるんです。ですから、こういふことをやつて行きますと、特に今度は二十七年度まで国会はノーチェックという、こういう話になつちやうんですね。これは、私はもう大変な汚

点を、憲政史上大変な汚点を残すのではないのか

と思います。

憲法八十六条では、毎年度の予算を内閣は作成して、国会に提出して、その議決を経なければなりませんと、こうなつておりますが、その予算の中

○衆議院議員(斎藤鉄夫君) 公明党の提案者でございます。

広野委員の御指摘、同じ野党の一員として理解

できる部分もございます。

今回、こういうタイトなスケジュールになった最大の原因は、我々野党として、今回この今年度

予算案、水膨れ予算案であつて、それを裏付ける特例公債をそのまま認めるわけにはいかないとい

うことを実は昨年の衆議院で審議が始まった三月の段階から我々ずっと申し上げてきたところでござります。

それに対して、この間、もう何か月たつたでしょうか、半年間、何ら有効な手を打つてこなかつた与党にその第一義的な責任があると、こうまず言わざるを得ません。

しかしながら、最終的にこの水膨れ部分に對して減額、抑制的な措置をとるということを与党の皆さんにお認めになつたということに対しても、我々はこれを評価したと。そういう中で、また明日衆議院の解散ということについて総理が明言をされた、そういう中で国民生活に影響を及ぼさない形でこの与党の決断を了として我々も今回この法案、三党で合意したところでござります。

この点、是非広野委員の御理解を賜りたいと、このように思います。

まず、単年度主義との整合性についてお話ししますと、特例公債の発行限度については、特例公債法において、予算をもつて国会の決議を経た金額の範囲内と規定されておりまして、毎年度の予算総則において定めているということがござりますし、また今回の法案修正においても、各年度の特例公債の発行限度は、毎年度予算総則において規定し、国会の議決を経ることということが書いてございますので、この点については、毎年しっかりと单年度主義を守りながらチェックを果たしていくという点が明確になつておりますので、私は憲法上の問題というのはないというふうに思ひますし、また、財政上の規律ですね、将来的に見て複数年度にわたつてこうすることを決めていいのかという御指摘なんですか、財政規律が緩むことのないよう、引き続き、現行の財政健全化の目標を踏まえて、平成二十七年度までの基礎的な財政収支の赤字の対GDP比が半減となるよう、現行の財政健全化目標の達成に向けて真摯に努力してまいるとともに、さらに、修正後の第三条においては中長期的に持続可能な財政構造を確立することといたるのを旨としておりますので、特例公債がもう無節操に発行されてしまうとなつちやうんですね。これは、私はもう大変な汚

点ができるというふうに考えております。

○衆議院議員(竹本直一君) 自民党としての考え方述べますと、もちろん今のお話と同じようなことになるわけござりますけれども、单年度予算制度との関係で矛盾しているのではないかという

ことでございますが、これは毎年度予算編成において予算総則に額を書きますから、そこで濫用に至らないようにするということであります。

もう一点は、財政規律が守られるか否かと。これは、すばり国會議員の資質と意欲によると思ひます。国会で十分議論して、その中で適切な予算を組む、そういうことが前提で、その裏打ちとなる法律面での公債特例法があつて初めてできるわけであります。

過去の歴史を見ましても、昭和五十一年からこの赤字国債を発行をずっとしております。途中ちょっとと中断ありましたけれども、最近は毎回そうです。我々自民党が政権におつたときは、予算と特例公債を一緒にやつておりました。ところが、今回、民主党さんがやられたのは、通りやすい予算だけ先に通して、あとは法律が後から来るという、こういうことがあります。言つてみれば、娘が先にお金を使つてしまつて、お母ちゃん払つてちょうどいいと、こういう感じであります。なかなか不本意なところがあつたんすけれども、そういうさなか、野田総理から御提案があつたと聞いておりますけれども、四年間にわたつてそういう法案の審議にエネルギーを使い過ぎることが法的安定性、行政の安定性を害するのではないかと、こういう思いから御提案がありまして、我々自民党も、まあ確かにそうだなということで賛成した次第です。

○衆議院議員(齊藤鉄夫君) 広野先生、平成五年の衆議院同期当選でございまして、それ以来、親しくお付き合いさせていただいている広野先生のお言葉でござりますが、二点ちょっとお返しをさせていただきたいと思います。

一点は、大政翼賛会、三党合意について大政翼賛会という言葉ありました。私は全く逆の評価をしておりまして、こういう多党化時代、ねじれが常態化する国会の中におきましては、与野党が真摯に話し合つて結論を得るということにつきましては、これはよく言われる言葉ですが、決めら

れる政治ということの一つのパターンを示したのではないかと、このように思つております。もちろん、もうそれが常態化して大政翼賛会と言われます。ところでも、そういう自己チェックをきちんとしたながら賛成すべきものは賛成していくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

それからまた、ノーチェックというお言葉がございました。この予算案、予算総則に示された限度額の中でこの特例公債を許すということでございますが、予算案そのものは予算委員会を通じて衆参におきましていつも百時間近い議論がされているわけでございます。この四年間におきましては、ある意味ではこの特例公債についても予算委員会で特段のより踏み込んだ議論をすべきという点についてはもうそのとおりでございますけれども、そういう意味でノーチェックではない、各年

度きちんと衆議院、参議院それぞれにおいて審議が行われているという点について申し述べさせていただきます。

○広野ただし君 今お話をしましたけれども、結局特例法について国会での審議をなくしていくわけですね。ですから、これは、財政は特に憲法にもありますように重要な事項です、国家のですね。これに対して国会がちゃんとしたチェックを果たすと、毎年度果たすというのがやっぱり財政民主主義の根本だと思うんですね。ですから、それを四年間にわたつて、まあ二十四年度は別にして、来年度以降三年間にわたつてなくするということですから、私は、本当にとんでもないことをやろうとしている。

しかも、それは、自民党さんは政権に戻るかもしれない。公明党さんもそれに加担をするかもしれない。魚心あれば水心のような話で、これでやうなふうな、そういうようなことで手を握られてやるんじやないかと私はやっぱり思ひざるを得ないんですね。しかし、それは国家全体からいう

と、国会のチェック機能をなくしていく、もう大変なことなんじやないかと、こう思つております。

ところで、今日、法制局長官が来ていただいておりますので、この憲法八十六条と今回の修正案について見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(山本廣幸君) お答え申し上げます。

ただいま御審議いただいているこの法律案でございますが、これは財政四条の例外となるいわゆる特例公債の発行について複数年度にわたる特例を規定しておりますが、これは、各年度の特例公債の発行限度額については、毎年度、予算総則で規定をし、かつ国会の議決を経るということにされております。したがいまして、特段これによつて憲法、とりわけ八十六条の問題が生ずるとは考えていないわけでございますが、現に二つほど過去の例がございます。

平成六年に成立いたしました所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年までの公債の発行の特例に関する法律というのがございますし、また、昨年成立した東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法におきましても、同様に複数年度の公債発行の特例についての規定がございます。

以上でございます。

○広野ただし君 山本長官、富山県の御出身で、私もよくあれていますが、私は、前例があつたからといって、これはやっぱり憲法違反的なところが濃厚だというふうなことを御指摘して、終わりだと思います。

ありがとうございました。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございました。

あした解散で総選挙にという、そういう国会の最後にやられたことが、今もございましたけれども、やり方も中身も三党合意のごり押しというふうに思います。この確認書そのものがそういう

は大変残念だなというふうに思つております。この間、最後もこうですけれども、大事なことにありますか、肝心なことは全て三党合意でやられてきたと。ちょっとと自民党の方にも私言いたいんだけれども、ふだんは何かいにても対決して罵つて、何かなると急に仲よくなつてこうやつと。だつたらふだんから仲よくやつて、何かふだん対決ボーズ示して、いざというときこようやつまとまる」とややこしいですよね、国民の皆さんは。

やっぱりこれ、大連立、まあ野田政権は最初から大連立も呼びかけておられましたけれども、そういう方向ならそういう方向だとはつきり国民の前で言わないと、また昨日のクエスチョンタイムもそうだけれども、いかにも対決しているようなら、これが決まり方して、みんなそなうかなと思つてどつちかに入れて、またまとめてこんなことをやられたら、これおかしな話なんですよね。大臣、そう思いませんか。

○國務大臣(城島光力君) いや、これはちょっとと他党のことですから何とも言えないですけれども、十分話をして徹底して論議をして、よく言う熱議の国会という一つの例ではないかと私は思つております。

○大門実紀史君 例ええばこの確認書の一一番ですけれども、減額補正をやると。これ、いずれにせよ、解散・総選挙の後の、どういう政権の枠組みか分かりませんけれども、三党で相談をして平成二十四年度の補正予算を見直すということになりますと、補正予算と一緒に見直すなんていうのはこれ事実上の連立政権ですよ。しかも、補正の後に本予算が来るわけですね。こんなものは事実上これから一緒にやつていくこうということを宣言しているのに等しい確認書でございまして、やっぱりそれならそれでほつきりと、今申し上げたのでもう繰り返しませんが、そういう方向で考えておられるなら考えていると、選挙ですからね、打ち出すべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

構造になつております。

中身に入りますけれども、時間がありませんので。今回、平成二十七年度までの間と。じゃ何で二十七年度なんだということを聞きましたら、これは、もう時間の関係でこちらで言いますと、政府の方は、例の中期財政フレーム、これは二十七年度までに、先ほどございましたが、プライマリーバランスの赤字を半減という目標があると。自民党さんは自民党さんで、財政健全化、何か法律があるんですね。両方とも大体二十七年度なので二十七年度を入れたんだということなんですね。けれども、先ほども、これ確認書の二番のところですけれども、現行の財政健全化目標を踏まえ、安定な財政運営を確保する観点から、その前に、特例公債発行額の抑制に取り組むことを前提に、いろいろ書かれておりますね。

しかし、この中期財政フレームなんものは、今まで目標を掲げたけれども、ずんずんずんずん先延ばしになって、これ、ただの目標じゃないんですか。何か枠はめられたものでもありませんし、先ほど城島大臣も努力していく、検討していくという話で、何らこれ担保されたものでもありません。抑制に取り組むことを前提に云々、取り組むことを前提に云々、これも、こんなものどうなるか分からない話じゃないですか。取り組んだって、取り組んだって、いろんな諸般の事情で公債、景気が悪くなつたと、いろいろやらなきやいけないと、やつちやつたと、何も抑制されるとは限らないわけですよ、ここに書いてあるからと云つて。

私が申し上げたいのは、こんなことを書いて何の担保にもなつていないし、ただの精神的な、精神論を言っているだけのございまして、しかも、何かそれ、だから、いかにも抑制するのを前提に二十七年度までとおっしゃつてあるように見えますけれども、頭の部分はただの努力目標、そなうならないかもしれないという話でございまして、かつての橋本龍太郎さんのときのあの経済構造改革法ですか、途中でやめましたけれども、あ

あいうものとは違いますから、ここに、ただペー

パーに書いてあるだけですから、これ何の担保に

もならないと。つまり、いろいろ二十七年度まで

やつていつた場合、特例公債の発行額が抑制され

るんじやなくて増える場合もあると。ただ、努力

はしました、でも増えました、増えたら自動的に

もうちょっと分かりやすく聞きますと、平成二

十七年度としますと、消費税増税の前にいろいろ

やらなきやとお考へになつてゐるみたいですが、

それで特例公債を発行して、平成二十七年度です

から、例えは二十五年度の時点でどう考へても二

十七年度中にプライマリーバランスの赤字を半減

できぬといふことがもう誰が見ても明らかに

なつた場合であつても、二十七年度まで特例公債

の発行を認めるということになつてしまふんじや

ないです。何の担保もないんじやないですか、

これ、発行抑制なんていふのは、ただ紙に書いて

あるだけじゃないですか。違いますか。

○衆議院議員(道休誠一郎君) 委員の御指摘にお

答えしますと、やはり、書いてあるだけじゃない

かというようなことを御指摘でござりますけれど

も、私ども、やはりある程度中長期的にいろいろ

目的を、目標数値というのを挙げて、それに対し

てやはり真摯に国会の議論も通しながら、国会の

チエック機能も生かしながらしっかりと財政支出

の抑制を目指していくと、これはやはり非常に大き

いふ意味があると思うんですね。

決して、先生が御指摘になるような、もうこれ

野方団にいわゆる特例公債の発行を認めるとか、

そういうようなことは私ども、これはもう三党の

間でも同じ認識だと思いますけれども、そういう

ことは全くございませんので、しつかりとここで

思ひます。

○大門実紀史君 今までみんなそういうことを言

いながら借金ここまで増やしてきたんですよ。分

かりますか。それで、橋本内閣のときにもう法律

ではめなきや駄目となつて、またこう来ちゃつ

ているわけですよね。みんなそう言つてきてここ

まで増やしたんですよ。だから、そんなときにこ

んな規律緩めていいのかということで、これは私

たちだけではなくて有識者の方々も心配されてい

るわけでございます。そういう言葉だけでは駄目

だということなんですね。

私はこれちょっと財務省にいろいろレク受けて

驚いたんですけど、通常財務省はこういう財政

規律を少なくとも緩める方向というのは難色を示

したり渋い顔をしてきたんです。ところが、今

回、何か喜んじゃつてゐるんですね。大臣も、

うれしそうにうれしそうに、これいい法案だ、早

く通してくれと。本来は財務省が、これはやつぱ

りちょっといかがなものかと、もし政治家が判断

したらですね。私は、逆に財務省が知恵を出し

たんじやないかと、今回についていえば、それぐ

らい思つてゐるわけでございます。余りにも特例

公債法案が通るのが苦しくなつたものでね、と私

は思つてゐるんですねけれども。

そもそも、この修正提案理由は中期財政フレー

ムとは何の関係もございません。大臣も總理もお

答えになつてゐるところ、とにかくこの間、特例

公債法案が通らないというのが何年か続いてき

て、もうおつしやつていますよね、発行せざるを

得ないんだけれども、ねじれ国会等でこういうも

う通らない状態、この悪弊とおつしやつています

けれど、悪弊とは思いませんが、それを断ち切るた

めに、予算と一体のルールを作らなきゃいけない

から提案をしたと、もうそれだけですよね。別に

中期財政計画、何の関係もないんです。ですよ

ね。それだから提案したと、それだけのことだと

思うんですね。そういうふうにお答えになつてい

ますけれどもね。

そうすると、この法案の後、二十七年度までと

おつしやいますけれど、二十七年度の後、当然、

今の状況からいきますと、特例公債の発行しなけ

ればいけないという状態は一遍には解消されませ

んですね。二十七年度以降も、二十八年度も特

例公債発行しないで今の規模の財政やれませんか

ら、発行するということになります。つまり、こ

の二十七年度以降も特例公債を発行すると。なお

かつ、その時点で参議院のねじれが解消している

とは限りません。限りません。

となると、何が生まれるか、何を心配するかと

いいますと、結局、今、今回こうやってやつちやつ

たものがまた恒久法のようになつて、これは苦しくなつて何年かやつて、もう一遍借金できる

といふこの誘惑は恐ろしいものでございまして、

借錢してあれやろうこれやろうになつて、これは

は一年限りと。それで、ちよつと辛抱して、また

苦しくなつて何年かやつて、もう一遍借金できる

といふこの誘惑は恐ろしいものでございまして、

どうか一年限りで、これがやつちやつやつちやつ

たとえ何年かやつて、もう一遍借金できる

といふこの誘惑は恐ろしいものでございまして、

どうか一年限りで、これがやつちやつやつちやつ

たとえ何年かやつて、もう一遍借金できる

といふこの誘惑は恐ろしいものでございまして、

どうか一年限りで、これがやつちやつやつちやつ

たとえ何年かやつて、もう一遍借金できる

といふこの誘惑は恐ろしいものでございまして、

どうか一年限りで、これがやつちやつやつちやつ

たとえ何年かやつて、もう一遍借金できる

す。
一方で、平成二十七年度以降に関しましては、

例えれば財政収支を二〇二〇年までにプライマリー バランスを黒字化すると、こういった決定もござりますから、そういうことをしっかりと踏まえて、次の政権がしっかりと大門委員の指摘も踏まえて決断していただけると思つております。

○大門実紀史君 これは後で歴史を見れば判明することになるかと思いますが、私は、一回こういうことをやると、延長しちゃおうと、それからだんだん恒久法的になつてくるという懸念を強く指摘しておきたいというふうに思います。

やつぱり、さつきも言いましたけれども、財務省がもう、何というかな、特例公債に対する感覚

が財務省自身が麻痺しているんじゃないかなとい

うふうに思いますし、政府の財政制度審議会はか

なり厳しく特例公債問題をずっと指摘してきましたよ。この特例公債法案の単年度主義という話

がありました。複数の年度でやる例外措置もつ

い最近まで非常に厳しく、例外で、東日本大震災

の復興債がそうでしたし、その前の消費税を3%か

ら5%にするときの先行減税の財源、このときも

そうですが、それはいずれ税収で入ると、財源を

明らかにした上の例外的な单年度を越える複数年

度のと、そういうやり方はあつたんですね。

つまり、東日本大震災の復興債のときまでは

財務省もそこは厳しく財政規律の問題として考

えていたわけです。ところが、今回、こんなものを

財務大臣が喜んで早く通してくれたというのは、私は財務省どうなつてているのかなと大変危惧してお

ります。

単年度主義、これについて言えば、おっしゃる

とおり、一応予算の総則の中に入れて、予算審議

の中で駄目なら駄目と、そこで反対なら予算に反

対しろということなのかも分かりません。しかし、ならばですよ、財務大臣にお聞きしたいんだけれども、今までなぜそうしなかつたんですか。今までなぜ特別に特例公債法案を別途に審議してきたんですか。

○國務大臣(城島光力君) 先ほどから、財政規律

が緩むんじやないかと、これからどんどんそ
なつていくんじやないかという御指摘あります
が、少なくとも、先ほども御質問の中にありま
ざいますから、そういうことをしっかりと踏ま
えて、次の政権がしっかりと大門委員の指摘も踏
まえて決断していただけると思つております。

○大門実紀史君 これは後で歴史を見れば判明することになるか分かりますか。特例公債も毎年毎年発行してきたと、もう四割にもなつていると、やはり日本の財政再建に対してはかなりそういう面で極めて注目をされているということをございます。

したがつて、財務省として、仮にそれが中期的

な今回の三党合意みたいなものがあるにしても、

それでどんどん財務省として財政規律が

緩んでいくと、ということを放置しておくという立場には全くありません。そこは是非御理解いただきたいと思います。先ほどからそういう御意見ありまして、財務省としての見解はそういうことであるということです。

それから、五十年以上は、御指摘のように毎年この委員会で御審議いたしております。参考まで、財務省としての見解はそういうことであるということです。

国会で審議されてきたと、ただ、近年は

当時と違いまして、先ほど申し上げたように、も

う既に一般会計予算の四割をこの公債に依存する

という財政状況になつてきている中で、国会情勢

というところで、それぞの一定の緊張感を持つて

国会で審議されてきたと思います。ただ、近年は

財務省もそこは厳しく財政規律の問題として考

えていたわけです。ところが、今回、こんなものを

財務大臣が喜んで早く通してくれたというのは、私は財務省どうなつてているのかなと大変危惧してお

ります。

単年度主義、これについて言えば、おっしゃる

とおり、一応予算の総則の中に入れて、予算審議

の中で駄目なら駄目と、そこで反対なら予算に反

対しろということなのかも分かりません。しかし、ならばですよ、財務大臣にお聞きしたいんだ

けれども、今までなぜそうしなかつたんですか。今までなぜ特別に特例公債法案を別途に審議して

きましたですか。

○國務大臣(城島光力君) 城島大臣とは今日が最初で最後

務大臣になられたというのと大変残念ですね。後ろから余計な関係のない答弁書出しますよ、時間ないんだから。聞いたことに答えなさいよ、政治家

が言つているんですか。

一方で、いわゆる特例公債を多年度化するとい

うことに関しては、この財政金融委員会でしつか

りと審議ができないんじやないかと、こういつた

御指摘もあると、でも、委員と一緒に

財金の理事を長く務めておりました。財政金融委員会そのものは、いわゆる財政に関することは

思われているか分かりますか。特例公債も毎年毎年発行してきたと、もう四割にもなつていると、

だから一緒にいいんじやないかと、この素人的な、それが今みんな心配しているんですよ。四

〇%にもなつてきて、これだけ巨額になつている

からこそ逆に、もう一緒にいいんじやないか

じゃなくて、きちんと別個に別途審議をするべきじゃないかと、そう考えるのが財務省の普通の今までの考え方だと私は思うんですね。非常に危

ないです。財務省、これは。

もう一つ最後に、時間ないから申し上げておき

ますけど、参考議院の問題でございます。参考議院の問題だから、

問題だから大久保さんにお聞きたいなと思うんだけど、この特例公債法が別途にやられている場合で

すと、やつている場合ですと、これは参考議院で少

なくとも最後チェックができるんですね。分か

りますよね。予算と一緒にしたら、衆議院で一緒

くたで、衆議院の優位でもう決まつちゃいますよ

ね。参考議院がチェックできるんです、これは別個

の法律だったらば。

これは参考議院の非常に重要な役割であるチエツ

ク機能にもかかわることだと思つんすけれど

も、これは三党合意、審議された方、参考議院議員

いなかつたのかな、どうか分からぬけど、そ

ういう面はちゃんと検討されたのかどうか分からな

いんだけど、もう最後だから大久保さんにお聞き

しますけど、参考議院議員としていかがお考えですか。

○副大臣(大久保勉君) 特例公債法に関しまして

は、私も言わば筆頭理事ということで、何とか早

く通したいと思つておりました。といいますのは、もしこの法律が通りませんと、いわゆる国民

は、ねじれにおきましては安定的に通す必要があ
ると思います。

一方で、いわゆる特例公債を多年度化するとい

うことに関しては、この財政金融委員会でしつか

りと審議ができないんじやないかと、こういつた

御指摘もあると、でも、委員と一緒に

財金の理事を長く務めておりました。財政金融委員会そのものは、いわゆる財政に関することは

思われているか分かりますか。特例公債も毎年毎年発行してきたと、もう四割にもなつていると、

だから一緒にいいんじやないかと、この素人的な、それが今みんな心配しているんですよ。四

〇%にもなつてきて、これだけ巨額になつている

からこそ逆に、もう一緒にいいんじやないか

じゃなくて、きちんと別個に別途審議をするべきじゃないかと、そう考えるのが財務省の普通の今までの考え方だと私は思うんですね。非常に危

ないです。財務省、これは。

もう一つ最後に、時間ないから申し上げておき

ますけど、参考議院の問題でございます。参考議院の問題だから、

問題だから大久保さんにお聞きたいなと思うんだけど、この特例公債法が別途にやられている場合で

すと、やつている場合ですと、これは参考議院で少

なくとも最後チェックができるんですね。分か

りますよね。予算と一緒にしたら、衆議院で一緒

くたで、衆議院の優位でもう決まつちゃいますよ

ね。参考議院がチェックできるんです、これは別個

の法律だったらば。

これは参考議院の非常に重要な役割であるチエツ

ク機能にもかかわることだと思つんすけれど

も、これは三党合意、審議された方、参考議院議員

いなかつたのかな、どうか分からぬけど、そ

ういう面はちゃんと検討されたのかどうか分からな

いんだけど、もう最後だから大久保さんにお聞き

しますけど、参考議院議員としていかがお考えですか。

○副大臣(大久保勉君) 特例公債法に関しまして

は、私も言わば筆頭理事ということで、何とか早

く通したいと思つておりました。といいますのは、もしこの法律が通りませんと、いわゆる国民

は、生活に影響するのみならず、いわゆる国債の発行ができない、若しくは乱高下するということ

で、日本国債の格付が下がります。ですからこれ

は、ねじれにおきましては安定的に通す必要があ
ると思います。

一方で、いわゆる特例公債を多年度化するとい

うことに関しては、この財政金融委員会でしつか

りと審議ができないんじやないかと、こういつた

御指摘もあると、でも、委員と一緒に

財金の理事を長く務めておりました。財政金融委員会そのものは、いわゆる財政に関することは

思われているか分かりますか。特例公債も毎年毎年発行してきたと、もう四割にもなつていると、

だから一緒にいいんじやないかと、この素性的な、それが今みんな心配しているんですよ。四

〇%にもなつてきて、これだけ巨額になつている

からこそ逆に、もう一緒にいいんじやないか

じゃなくて、きちんと別個に別途審議をするべきじゃないかと、そう考えるのが財務省の普通の今までの考え方だと私は思うんですね。非常に危

ないです。財務省、これは。

もう一つ最後に、時間ないから申し上げておき

ますけど、参考議院の問題でございます。参考議院の問題だから、

問題だから大久保さんにお聞きたいなと思うんだけど、この特例公債法が別途にやられている場合で

すと、やつている場合ですと、これは参考議院で少

なくとも最後チェックができるんですね。分か

りますよね。予算と一緒にしたら、衆議院で一緒

くたで、衆議院の優位でもう決まつちゃいますよ

ね。参考議院がチェックできるんです、これは別個

の法律だったらば。

これは参考議院の非常に重要な役割であるチエツ

ク機能にもかかわることだと思つんすけれど

も、これは三党合意、審議された方、参考議院議員

いなかつたのかな、どうか分からぬけど、そ

ういう面はちゃんと検討されたのかどうか分からな

いんだけど、もう最後だから大久保さんにお聞き

しますけど、参考議院議員としていかがお考えですか。

○副大臣(大久保勉君) 特例公債法に関しまして

は、私も言わば筆頭理事ということで、何とか早

く通したいと思つておりました。といいますのは、もしこの法律が通りませんと、いわゆる国民

は、生活に影響するのみならず、いわゆる国債の発行ができない、若しくは乱高下するということ

で、日本国債の格付が下がります。ですからこれ

すね、これは是非とも。

○副大臣(大久保勉君) まず、事実の説明だけ行

総理より三つのアイデアがございます。

いたいと思います。

十月十九日の三党党首会談におきまして、野田

法案の本則を修正し、多年度にわたる特例公債の

発行を可能とする案、今回の案です。二点目は、

本年度そのような法案を提出することを法案の附

則に規定する案。三点目が、予算と特例公債とを

一体的に処理することについて与野党で覚書を交

わす案が提出されまして、最終的には、御指摘の

とおり、最も緩いという表現でございますが、い

ろんな考え方のございますが、事実としては、法

案の本則を修正し、多年度にわたる特例の公債發

行を可能にする案というふうになつております。

この点に関しましても、やはり機動的に、さら

に様々な国会、委員会でのチエック機能を發揮す

るということに関しては引き続き同じであると考

えております。

○中西健治君 大久保副大臣、今私が言つたこと

をそのまま繰り返しているよう答弁はやめても

らいたいと思います。時間の無駄です。

城島大臣、お願ひします。

○國務大臣(城島光力君) いや、一番緩い案とい

うことではないと思います。三党間で協議した中

で一番、そういう面でいうと、いわゆるプライマ

リーバランスが黒字化するまでという案もありま

したから、そういう点でいうと、決して一番緩い

案が拙速に採択されたということではないんじや

ないかと私は思つております。

○中西健治君 そうした三党間の話は私はよく存じません。野田総理の三つの提案の中では一番緩いだろうということを私は指摘させていただいて

いるので、ほかの話もされたということをここで

持ち出しても、それは答えになつていな

いと言わざるを得ないと思います。

さて、この多年度で発行を許すということですけれども、そもそも大平大蔵大臣が多年度は良くないということです。单年度主義ということで、毎年毎年国会で汗をかこうじゃないかということです

うなつたという経緯があるというふうに承知しておりますけれども、同じ財政を預かる大臣として本年度そのような法案を提出することを法案の附則に規定する案。三点目が、予算と特例公債とを

一体的に処理することについて与野党で覚書を交わす案が提出されまして、最終的には、御指摘のとおり、最も緩いという表現でございますが、いろんな考え方のございますが、事実としては、法

案の本則を修正し、多年度にわたる特例の公債發行を可能にする案というふうになつております。

この点に関しましても、やはり機動的に、さら

に様々な国会、委員会でのチエック機能を發揮す

るということに関しては引き続き同じであると考

えております。

○國務大臣(城島光力君) そこで、国対策委員長の立場ではなくて、財務大臣としてどうお考えになつてお伺いしたいと思います。

國対策委員長の立場ではなくて、財務大臣としてどうお考えになつてお伺いした

くと、国会が円滑に運営できるというようなことではな

くして、国会が円滑に運営できるというようなことではな

うまくいかないことが明らかになつたときに、この四年間の発行を認める措置を見直すということになつてないですね。その中でどうやって財政を担保することができるのか、そこを明快に答弁いただきたいんですが。

○國務大臣(城島光力君) そこはそうですけれども、ただその中にやっぱり財政規律をきちんと守つていらっしゃるという規定、その修正文があると思います。

○國務大臣(城島光力君) そこはそうですが、も、ただその中にやっぱり財政規律をきちんと守つていらっしゃるという規定、その修正文があると思います。

○國務大臣(城島光力君) 中期財政フレームは、御承知のように、約四十四兆円枠という規律がござりますよね。先ほどから私何度も言つています

ように、財政に対する市場の信認を確保するといふことからすると、償還財源が確保されないまま

に発行される公債を対象にこの中期財政フレーム

というこの規律は一定の歯止めを掛けるというも

のでありますし、それはそれとして大変立派なこと

だし、基本的な精神は全く変わっていません。そ

ういう気持ちで財政運営を当たつております。

ただ、今、先ほど申し上げましたけれども、

当時と違うところでいうと、約四割を特例公債で充てざるを得ないと、この一般会計の予算の、そ

ういうふうに、當時から来ると大きく変化をしてい

るというのと、さらには、この今のねじれ国会の

中でかなりの論議をしてもなかなか進まないとい

う部分ができてくると、四割も占めるとなると結

局はこの成立が遅延することによって国民生活と

か経済とかということへの悪影響が強くなつてしまつて、その結果として、この中期財政フレーム

というこの規律は一定の歯止めを掛けるというも

のでありますし、それはそれとして大変立派なこと

だし、基本的な精神は全く変わっていません。そ

ういう気持ちで財政運営を当たつております。

ただ、今、先ほど申し上げましたけれども、

当時と違うところでいうと、約四割を特例公債で充てざるを得ないと、この一般会計の予算の、そ

ういうふうに、當時から来ると大きく変化をしてい

るというのと、さらには、この今のねじれ国会の

中でかなりの論議をしてもなかなか進まないとい

う部分ができてくると、四割も占めるとなると結

局はこの成立が遅延することによって国民生活と

か経済とかということへの悪影響が強くなつてしまつて、その結果として、この中期財政フレーム

というこの規律は一定の歯止めを掛けます。どのように考へていらつしやるかという見解

それでは、具体的な中身、この三党の合意書の中で書かれていることについて、城島大臣、どの

費増税後は減るんですよねということを確認したところ、減らない、新規国債発行額は減らないといふことをを住前財務大臣は何度も明言されていますが、

○國務大臣(城島光力君) 中期財政フレームは、御承知のように、約四十四兆円枠という規律がござりますよね。先ほどから私何度も言つています

ように、財政に対する市場の信認を確保するといふことからすると、償還財源が確保されないまま

に発行される公債を対象にこの中期財政フレーム

というこの規律は一定の歯止めを掛けます。どのように考へていらつしやるかという見解

するちよつと今の答えに近かつたのかなと思いま

す。どのように考へていらつしやるかという見解

をお聞きしたいと思いますが、政策的経費の見直

しを含む歳出の見直しで二〇一一年度、今年度の

特例公債発行額を抑制しているというふうに書かれていましたが、政府として具体的に何が当たつてあるんでしょうか。

○國務大臣(城島光力君) 先ほどもお答えいたしましたけれども、現時点では具体的に特定の何か経費を想定しているわけではありませんで、今後政府としては補正予算の編成までのなかで検討していく

ことがあります。特例公債発行額を抑制している

ので新規国債発行額は減らないと断言している

のに、じゃ、なぜこれから何年間かにわたつて公債

発行額を抑制し得ると考えられるのか、そことの

ことについて教えてください。

○副大臣(大久保勉君) 私も財政金融委員会でやり取りを聞いておりましたが、減らないかもしれません。四十四兆円枠がございますから、それはしっかりと遵守して

いくと、こういったことだと思います。

○中西健治君 そうすると、現時点では具体的には何も当たがないということだと思います

ことについては先ほど大臣おつしやられましたけれども、どうして二十七年度まで許容できるのかとい

うことについては先ほど大臣おつしやられましたけれども、どうして二十七年度まで許容できるのかとい

が出てくるわけなので、これは少なくとも抑制するということを相当強く基本に持たないとやつぱりそういうふうに増えていく可能性があると思うので、そこはやっぱりどういう手段を使つてでもこの枠を維持するということは相当な努力が必要ではないかとうふうに思つています。

○中西健治君 繰り返しになります。確認したいんですが、抑制するということは減らすという意味ではないということですね。

○国務大臣(城島光力君) いや、少なくとも、減らすということを含めて、それは抑制というのには減らすことも含めてありますから、少なくともその結果としてできるだけそれは減らしていくということにそれは最大限努力することだと思想します。少なくとも増えることはないということだと思います。

○中西健治君 分かつたような分からぬよう答弁ですが、とにかく増えることはないということですね。

先ほど城島大臣が中期財政フレーム、新規国債四十四兆円について触れられましたけれども、これは私はもう実質的に破綻しているんじゃないかなというふうに思つています。そして、どうしてそういうふうに私が思うかといふと、まず復興予算の流用問題でまた明らかになつたように、本来一般会計で支出すべきものの復興予算の中から支出していた。これは、ファイナンスのことで考えていいえば、本来赤字国債、特例公債で調達すべきお金を復興債で調達していたということを意味するということになるじゃないですか。

そして、今回の年金特例公債ということについても、確かに消費税が上がればそこで財源は確保されるのかもしれませんけれども、消費税増税、これも条件として経済状況の好転というのが書かれています、法律に。書かれていて、じゃ、今の経済状況を見てみると、二期連続のGDPのマイナスということになりそうだということで、言わばもうリセッションという状況にもなりつつあるという中で、そして日銀が言つているように、

一%にCPIも届かない、消費者物価も届かない、こんなような状況になりそな中で、来年の秋口に税率の引上げというのを判断するのは実際難しいんじゃないかなと私自身は思つてゐるわけですけれども。

そうなると、年金特例公債も償還財源がないということになりかねないという中で、四十四兆円の中期財政フレームは守られていない、遵守されていらない、実質的に守られていないと、こうなつてゐるんじゃないですか。

○国務大臣(城島光力君) 先ほどもちょっとお答えしたんですけども、復興予算というのは、いわゆる、特に二十三年度の三次補正と二十四年度の予算の復興関連予算というのは、復興基本法にのつとつて、その基本理念に沿つた施策に対して予算措置を講じたものでありますから、一般会計から支出すべきものを復興特会に計上したといふことですから。

ただし、いろいろ御指摘があるということは、やつぱりそれは真摯に受け止めますので、今後はそういうふうのものについては厳しく絞り込んでいきたいというふうには思つてゐます。そういうことを、その中で出していきますから。

○副大臣(大久保勉君) 一点補足をさせていただきます。

○委員長(川崎稔君) この際、お諮りいたします。

○中西健治君 質問を終わらせていただきたいと思います。

○委員長(川崎稔君) この際、お諮りいたします。

○副大臣(大久保勉君) 一點補足をさせていただきます。

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認めます。

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認めます。

○委員長(川崎稔君) 本日、晴れて政

党となりましたみどりの風の舟山康江と申します。

本日は委員各位の皆様の御配慮によりましてこ

ういった方針にのつてしまつかりと次の政権に委託していくものだと考えております。

○中西健治君 最後の質問にしますけれども、こ

の単年度予算主義という大原則を大きく搖るがす

今回のこうした措置、これを三党合意のみで進

め、十分な国会審議の時間を確保しないで採決するという国会軽視のやり方について財務大臣はどういうふうに考えているか、財務大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(城島光力君) これも先ほどからいろいろ同様の御質問がありますけれども、財務大臣という立場からすると、このことでそういうふうになる可能性があるという御指摘については受け止めますけれども、少なくとも、予算総則の中では毎年度、総額を入れた中で国会の審議を経ていくわけでありますから、予算との中でこの特例公債の部分についても十二分な論議がきちっとされるべきだと思います。また、そう期待したいと思います。

○中西健治君 ありがとうございます。

○委員長(川崎稔君) この際、お諮りいたします。

○副大臣(大久保勉君) 一点補足をさせていただきます。

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認めます。

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認めます。

○委員長(川崎稔君) 本日、晴れて政

党となりましたみどりの風の舟山康江と申します。

本日は委員各位の皆様の御配慮によりましてこ

ういった方針にのつてしまつかりと次の政権に委託していくものだと考えております。

そもそも、予算案と公債特例法案を切り離したこと自体、今の状況はもう目に見えていたわけあります。しかも、先日、十一月二日の本会議において、私の同じみどりの風の行田議員の質問に対する可能性があるという御指摘については受け止めますけれども、少なくとも、予算案と公債特例法案を切り離したのは総理自身の御判断だったということが御本人の御答弁から明らかになりました。

実は、昨年度におきましてもこの二つを切り離しました。それに対して当時の西岡議長が相当な疑惑を申し上げまして、こういうことは二度とないようないふうに思つております。また、そう期待したいと思います。

○中西健治君 質問を終わらせていただきたいと思います。

○委員長(川崎稔君) この際、お諮りいたします。

○副大臣(大久保勉君) 一點補足をさせていただきます。

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認めます。

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認めます。

○委員長(川崎稔君) 本日、晴れて政

党となりましたみどりの風の舟山康江と申します。

本日は委員各位の皆様の御配慮によりましてこ

ういった方針にのつてしまつかりと次の政権に委託していくものだと考えております。

○委員長(川崎稔君) 本日、晴れて政

党となりましたみどりの風の舟山康江と申します。

本日は委員各位の皆様の御配慮によりましてこ

が抵抗するから公債特例法案が成立しないんだというような言われ方がしますけれども、これ全く筋違いですね。

の皆さんからの理解を得るという状況に残念ながら今年も至らなかつたということで切り離さざるを得なかつた。やっぱりそついた中で今回の判断があつたということあります。

○委員以外の議員(舟山康江君) それは衆議院での話であつて、やはり参議院は参議院としてしっかりと対応をするべきだと思っておりますし、そういうふた審議拒否をしたわけでもないのに勝手に審議されないだろうということと切り離したことの責任の重さというのは是非御認識いただきたいと思います。

そして、この度、予算と特例公債法案を一体で処理するルールを作つていくということを言いました。確かにこれは私は大事なことだと思いまして。確かにこれは私は大事なことだと思います。私たちみどりの風も全面的に、やはり何とか一体で審議できるようにそれこそ紳士協定でも結びながらやっていくということには全面的に同意いたします。

しかし、その結果がこの三党合意かと、そんな思いでいっぱいです。そもそも大事なこの予算、それからその歳入に対するルールですから、全党合意の下でなければいけないわけですね。まさに国会の中でもういつたルールを作つていかなければいけないのに、そこを全く無視して多数党が勝手に手を結んで決めるというやり方自体非常におかしいと思いますし、少数党の意見を全く無視していると言わざるを得ません。

とりわけ、二十七年度までの複数年度にわたつてこの法案だけで何の審議もなく自由に勝手に公債が発行できるというのは、やはり先ほど来、単年度主義に違反しているんではないか、財政規律大丈夫かという批判がありますけれども、私も同じく全く理解できません。そして、これも既に何人の方から御指摘ありましたけれども、大平大蔵大臣は多年度にわたる特例公債発行を定める意見に對して、やはりかつても多年度でいいではないかという意見があつたようではありますけれども、明確に異を唱えたと聞いております。

毎年苦労することで赤字国債を減らそうという思いを新たにする必要があるということで国会の

チェックが必要なんだ、まさにこれこそ財政民主主義の完結だということだと思いますけれども、こういつた観点から、かつていろんな議論があつかりと対応をするべきだと思っておりますし、そういうふた審議拒否をしたわけでもないのに勝手に審議されないだろうということと切り離したことの責任の重さというのは是非御認識いただきたいと思います。

○委員以外の議員(舟山康江君) それはおのずからこの特例公債、赤字国債の比率が四割になることに対しても、まず法案提出者はどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(道休誠一郎君) 舟山先生の御質問にお答えします。

私も、先生今御指摘のとおりに、決してこの法案を通すことによって私どもは財政規律を緩めようとか、あるいはチェック機能を果たせなくします。

私どもは、やはり当時の大平大蔵大臣がおつしやつた、特例公債の発行というのは、やっぱり特例なんですね。そして本当につらいことなんです。そういうことを私ども肝に銘じて、財政規律についてはしっかりと意識しながら、しかしながら同時にやはり衆参両院のチェックもしっかりと受けていること、そういうことを肝に銘じながら活動しておりますので、その点の御理解、お願ひしたいと思います。

○委員以外の議員(舟山康江君) であれば、その多年度にわたつて自動的に予算が決まれば公債が発行できるというやり方というのは、まさに財政規律があやふやになつてしまふということになががつてしまふと思うんですね。

しかも、これ、条文の中では抑制に努めると、努力規定のみになつておりますので、どうやつて担保するのか全く分かりません。それは、口で、ここで、いやチェックを甘くしますなんて誰も言いませんよ。そこはきちんとやりますと言うに決まっていいますけれども、今の法案の立て付けとかこの今のやり方というのはやはり非常に危ういと思つております。

しかも、基本的に予算は単年度主義、これは決まっておりまし、私は大変これ矛盾していると思うんです。予算が単年度主義と言つてはいるとして今回の修正については賛成しかねるというこ

してこの予算案と公債特例はやはり表裏一体だと言つてあるわけですね。つまり、そうであればこそ、その入口論、公債特例についても単年度ことしつかりと議論しないとこれは矛盾するんじやないでしようか。大臣いかがでしようか。

○國務大臣(城島光力君) 先ほど申し上げましたように、昭和五十一年当時の精神は今でも踏まえているつもりでありますけれども、一般会計に占めるこの特例公債、赤字国債の比率が四割になるというある面でいうと異常な状況になつていてのこの特例公債の在り方、私は、かなり他動的です。そういうのが全くございません。

したがつて、予算の中でもし野方団に今後もついているつもりでありますけれども、一般会計に占めるこの特例公債、赤字国債の比率が四割になるというある面でいうと異常な状況になつていてのこの特例公債の在り方、私は、かなり他動的です。そういうのが全くございません。

したがつて、予算の中でもし野方団に今後もついているつもりでありますけれども、一般会計に占めるこの特例公債、赤字国債の比率が四割になる

とを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(川崎稔君) 次に、荒井君に発言を許します。荒井広幸君。

○委員以外の議員(荒井広幸君) 改革の荒井でございます。

○委員長(川崎稔君) そのとおりであります。

○委員以外の議員(荒井広幸君) 国対委員長城島さんとして行つていたわけですが、これ以外に方法なかつたですか。法案修正という形しかなかつたですか。

○國務大臣(城島光力君) いや、そこは二点、総理の方からは提案をしたと思います。だから、これまでにも二つの案があつた。一つは……

○委員以外の議員(荒井広幸君) あつ、それは分かります。

○國務大臣(城島光力君) ああ、いいですね。

○委員以外の議員(荒井広幸君) いや、大臣、時間がないので、簡単に私の方から。今、話を折り返して済みません。

○委員長(川崎稔君) 時間が過ぎておりますので、おまとめください。

○委員以外の議員(舟山康江君) 私は、先ほど申

私は、三党合意で、これは政党間としての合意事項であるということはある程度容認できるんですよ。ところが、特例の特例を作るんですよ。特例は憲法違反じゃないと先ほど法制局長官が言つたけれども、あの二回は事情が全然違つ。そして、特例の特例使うといつたら違反じゃないと言つても違反でしょ、特例の特例は。どう思ひますか。

○國務大臣(城島光力君) 先ほどから答弁しておるやうに、違反といふか、憲法違反といふことはないと思います。

○委員以外の議員(荒井広幸君) 大臣、話が早く

ていいですよ、短いですかね。

財政法第四条の、私は特例の特例というのはこれももう免れない違憲状態ですよ。

そして、二つ目ですが、総理から自らおっしゃつたわけですね。びっくりしますね、これ。民主党の皆さん、どうなんでしょうか。民主党は、ばらまきや無駄を省いて十六兆円を捻出して新規国債を発行しなくとも政策費が浮いてきます、年金もできます、こういうふうにマニフェストでうたつたんですよ。それを今度は総理が、これは赤字国債ですよ。これ皆さん、特例公債なんて言つたら国民分からないんだから。赤字国債を四年間も自動的に、読売新聞、予算成立で自動的に赤字国債発行される仕組みになつてます。民主党はこれなし崩しの上になし崩し。総理がこういうことを言つたんだからびっくりしますよ。

自民さん、公明さんにも私言いたい。幾ら解散の条件を整えるためといつても、そこまで言つたらおかしくなるんじゃないですかと言つてあげたつていいじゃないですか。これ、特例公債を出さんなら。こういうめちゃくちゃな運営が民主党の政権なんです。

だから、なぜここに総理いませんか。いませんよ、問責を受けているから我々呼べないんです。しかし、総理はやつと、参議院問責を受けてから支持率が下がり、そして昨日、十六日に解散するをおっしゃつたわけですが、遅過ぎる。問責の重さを考えたら、所信表明をやるとか臨時国会を開くなどということはなかつたでしよう。少なくとも前の議長である西岡先生、だつたら、二回目ですからね、国会開くことに同意しませんよ。それぐらい異例の異例の中で特例の特例を作つて、参議院が民選されたことを委員の皆さん、これは赤字国債の自動的発行の仕組みだつて言わないと分からないです。よ、こんな特例公債、特例公債と言つて。こういふ問題点で、これはゆゆしき問題点なんです。参議院が民選された国会になつたことを委員の先生方は国会議員なら誰でも知つてゐるでしょ

う。明治憲法下は二十年まで続いた。どんどんどんんどん軍備拡張のために予算を出していつて、それに対しても足りないものはどんどんこの公債で賄つていつたわけでしょう。それが悲劇を生んでいます。

それで、最後ですけれども、減額補正という形になりますけれども、減額補正という形になつていくことだけは、これはなかなかいいことだと思います。その前に、ねじれだからこういうことをやらないのが昭和二十一年、これがまさに昭和憲法の憲法国会なんですよ。財政民主主義、財政国会主義というふうに言います。そういう教訓を忘れて、目の前の、ねじれだからこういうことをやらなきゃいけないというんだつたら、三党で、ねじれでも予算と一体としてルールを作るということを三党合意すればそれで済むだけじゃないですか。

そして、私は言いたい。民主、自民、公明さんもなぜ全野党にそれを相談しませんか。もし、ねじれでうまくいかないというなら、予算と一体としてルールを作りましょう、これをなぜ全野党に協議をかけて、そして合意文書を作りませんか。

特例公債法案改正などというのには必要ないんですね。そして、自民、公明の時代も一体ですよ、予算と特例公債は、民主党が分離して政争に使つたんですよ。反省してください、これ。

そして、結局なし崩して、どんどんどんどんこうやって国会のルールが無視され、そして最後は全く問題がありませんよみたいな、そういう扱いをしていつたら、全く我々はあるの戦争の時代に戻るのではないか。そういう危惧を持つのではありません。

開くなどということはなかつたでしよう。少なくとも前の議長である西岡先生、だつたら、二回目ですからね、国会開くことに同意しませんよ。それぐらい異例の異例の中で特例の特例を作つて、参議院で衆議院二時間、こつちで二時間、こんなことできるわけないんじゃないですか。ですから、皆さん、これは赤字国債の自動的発行の仕組みだつて言わないと分からないです。よ、こんな特例公債、特例公債と言つて。こういふ問題点で、これはゆゆしき問題点なんです。参議院が民選された国会になつたことを委員の先生方は国会議員なら誰でも知つてゐるでしょ

して二十三年に私も具体的な例示で引用させていたでいますので、そういう点においては一部

ただいています。それで、そういう点においては一部評価できるところは、考え方としてはある。

そして、最後ですけれども、減額補正という形になつていくことだけは、これはなかなかいいことだと思います。

時間が終わりですかね。

○委員長(川崎稔君) まだござります。

○委員以外の議員(荒井広幸君) まだござります

そうすると、大臣、自民党時代は一体でやつてきたんです。一体でやつてきた。一体でやりました。

自分でやつてきたんだから、あのねじれの中ではえ、何でこんなに大げさに、財務省も喜んでいるかどうか分かりませんし、これ誰が喜ぶ

でしよう。これ。全く、何なんでしょうかね。ねじれが問題であり、政争の具にされることが問題で、答えが出ないからやるんだと。全く分からぬ

い。

直近の民意は参議院にあるんですよ。しかも、今まででは自民党時代でさえ一体ですよ、予算と公債特例。それを壊しているのは民主なんですよ。

そして、赤字を出さないようにしようというのは民主党のマニフェストのはずだった。今度は四年間ノーゼロで国会のチエックなくて、予算出せば同時に公債特例が付いてくる、赤字国債が付いてくる。全くこれは理解に苦しむということで、終わります。

○委員長(川崎稔君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認めます。よって、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○広野ただし君 国民の生活が第一の広野ただしです。国民の生活が第一を代表し、ただいま議題となりました特例公債法案及び修正案に対し反対

の立場から討論をいたします。

赤字特例公債法案は、そもそも赤字公債の発行を特例的に認める法案であり、これが常態化することは極力避けなければなりません。つまり、財政規律の観点から赤字特例債を抑制するのは当然のことであり、財政民主主義の立場からも毎年度国会でチェックするのが至極当然のことです。

また、本法案は、国会が各年度においてチエックすべき赤字特例債の発行をノーチエックで認めることであります。これは財政規律は著しく損なわれるになりますし、将来大きな禍根を残すことになります。もちろん、総理の言う明

日への責任は全く放棄されることになります。野田内閣の政治は美辞麗句ばかりで、実際は後は野となれ山となれ方式で、明日への責任など全く果たしていません。

そもそも、三党合意で過半数以上を占めれば、国会審議を余りしなくても短時間の審議で有無を言わせず押し切つてしまつという議会運営は、議会制民主主義の精神を大きく踏みにじるもので、絶対に許せない暴挙であります。

第二次世界大戦中、我が国帝国議会では大政翼賛会が形成され、全てが絶対多数の思うままとなり、結果としては内閣や軍部の暴走を全くチエックできず、国民に多大な犠牲を強い、日本を滅亡に瀕するまで追い込み、日本の敗戦につながつたことを思い出してください。今回の民自公の三党合意はまさにこの大政翼賛会の復活に通ずるもので、憲政史上大きな汚点となることを認識すべきであります。

憲法八十六条では、内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その議決を経なければならぬとなつておらず、毎会計年度ではなく、平成二十五、二十六、二十七年度一括しての赤字特例を許容する本法律案は憲法違反の法律案であ

るとも言えます。

以上の理由から、特例公債法案及びその修正案に断固反対であると申し上げ、私、広野ただしの反対討論といたします。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

私は、みんなの党を代表して、特例公債法案、そしてその修正案に対して反対の立場から討論を行います。

まずは手続の問題です。

本法案は、財政法第四条第一項で禁じられてゐる赤字国債を特例として発行するための法律である特例公債法案を今後四年間もの長い期間にわたりたつてその発行を自動的に認めるという極めて重要な法案です。本法案が成立すれば今後の参議院における予算質疑が形骸化されかねないという懸念があるにもかかわらず、参議院では本会議質疑も行わずに委員会質疑のみで行うという、参議院軽視、国会軽視の姿勢にただただ愕然とするばかりであります。

しかも、こうした重要な法案について、民主、自民、公明の三党のみで国民の見えないところで勝手に合意し、国会審議は形式的に行うという、これまで子ども手当、復興増税、消費税増税等でさんざん国民不在の政治として怒りを買った手法をまた繰り返すというこの無神経さに、この三党の国民感覚の欠如を改めて痛感しているところであります。

年金特例公債や復興国債の発行などにより実質的に遵守されていない中期財政フレームとの整合性も疑問であり、また、二十七年度までを目標としているブライマリーバランスの赤字額半減が期中で見込めなくなつた場合の発行見直し規定もなく、特例公債は減らしてもその他の名目での国債を増加させるという抜け道もふさいでおらず、財政規律が守れるという担保が何もない、ざる法であるとか言いようがありません。

復興基本法の「活力ある日本の再生を図る」という一文が中央省庁の餉食になつてしまつたことの反省もせず、またこうしたことで財政規律のたがを緩める本法案には反対であると申し上げ、あ

わせて、こうしたやり方を三党合意で続けるのであれば、必ずや消費税増税についてもまた全国の防災、減災の名の下に公共事業ばらまきに使われる懸念があることを申し添え、私の反対討論といいます。

○大門実紀史君 日本共産党を代表して、公債特例法案に反対する討論を行います。

まず、審議に至る経過です。

本法案は国家財政の根幹にかかる法案です。審議時間を十分確保し、国民に問題点を明らかにすることが必要です。しかし、民自公の三党は、本法案を解散・総選挙の駆け引きの道具にした挙げ句、談合・合意し、その上、三党以外の会派に対し急速に本日の審議、採決を押し付けてまいりました。議会制民主主義を踏みにじる三党のやり方に厳重に抗議するものであります。

本法案は、消費税増税を前提とし、年金や子ども手当の削減を求める本年度予算と一体のものであります。これらは内需の中心である個人消費を冷やし、中小企業と地域経済に重大な打撃となります。政府はデフレ脱却と日本経済再生を最重点課題としていますが、それに全く反するが消費税増税ではありませんか。消費税と社会保障削減を中止し、予算と本法案を見直し、家計支援を最優先にした内需拡大策への根本的な転換を求めます。

次に、三会派提出の修正部分についてです。日本は、内需拡大策への根本的な転換を求める附帯決議案による附帯決議案を提出いたしました。

私は、ただいま可決されました財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行の特例に関する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新党、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行の特例に関する法律案に対する附帯決議案（案）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一本法律案の成立により、政府は平成二十四年度から平成二十七年度にわたる特例公債の発行が可能となるが、これは成立した予算を円滑に執行することで、国民生活の安定を確保し、経済活動に混乱を招かないための時限的な措置である。政府は、この趣旨を踏まえ、いやしくも財政規律を緩め、特例公債の発行を野放団に認めるることは一切ないよう財政運営を行うこと。特に、附則第二項の規定を遵守するものとすること。

一 財政規律の維持、特例公債発行額の抑制は、財政民主主義に基づく国会の責務であり、権能であることを踏まえ、平成二十四年

論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認めます。

それは、これより採決に入ります。

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認めます。

財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行の特例に関する法律案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(川崎稔君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、若林君から発言を求められておりますので、これを許します。若林健太君。

○若林健太君 自由民主党の若林健太でございま

す。

私は、ただいま可決されました財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行の特例に関する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新党、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行の特例に関する法律案に対する附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(川崎稔君) 多数と認めます。よつて、若林君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、城島財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。城島財務大臣。

○國務大臣(城島光力君) ただいま御決議のあり

ました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(川崎稔君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時三十九分散会

〔参考〕

度から平成二十七年度までの特例公債の発行に当たっては、参議院としての役割を十分に果たすべく予算審議の中で、より慎重かつ丁寧な議論に臨むので、政府は、財政規律の維持の観点から、十分な説明責任を果たすこと

と。

一 政府は、プライマリーバランスについて、平成二十七年度までにその赤字の対GDP比を平成二十二年度の水準から半減し、平成三十二年度までに黒字化する目標について、その実現に向けて万全を尽くすため、中長期の財政健全化への道筋について、法制化を含め検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何ぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(川崎稔君) ただいま若林君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(川崎稔君) 多数と認めます。よつて、若林君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、城島財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。城島財務大臣。

○國務大臣(城島光力君) ただいま御決議のあり

ました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(川崎稔君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川崎稔君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時三十九分散会

〔参考〕

(佐藤ゆかり委員資料)

平成24年11月15日 参議院財政金融委員会 自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会 佐藤やかひ、

先進国に関する指標

| 国際機関 | OECDによる所得分配調査 |
|----------|----------------------------------------------------|
| OECD | OECDによる所得分配調査 |
| GIA A5 | OECDが「ワールド・ブックテック」による統計を元に作成 |
| OECD AIB | 開発途上国による統計分析調査 |
| HEA VIF | UNESCOによる人間開発指標 (Very High) (2010) |
| QNL 30* | 国連国際統計インテリジェンス・ユニットによ る「世界の貧困率」による世界基準の国別上位30カ国 |
| NEC 30† | ニューヨーク・ワールド・バンクによる世界基準の国別上位30カ国 (2010) [6] |
| DAC | OECD開発援助委員会 |
| CDI | CDIによる先進国 (2011) [9] |



開先援助委員会

卷八

平成二十四年十一月二十八日印刷

平成二十四年十一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局